

造形学研究所報

二〇一四年十号

AICHI SANGYO UNIVERSITY

愛知産業大学 造形学部  
大学院 造形学研究所  
建築学科  
デザイン学科



平成19年7月、文部科学省は「大学設置基準等の一部を改正する省令」を公布し、いわゆる「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の明確化」を求めました。学位の課程を中心とする考え方に基づき「学士課程教育」が大学教育のあるべき姿であると規定し、学生本位の教育活動の展開が必要であると指摘しています。

本学では、学園建学の精神に基づいて、学部、大学院の教育研究上の目的を以下のとおりとしています。

### 造形学部

産業・地域・生活における建築及びデザインという造形行為を通して、社会に貢献できる人材を育成する。

### 大学院造形学研究科

人間の生活に不可欠な造形活動を、生活を包み容れる建築空間を創り出す「社会造形」と、日常行為を支える用具や生活様式を提案する「生活造形」の面から深く探求し、これらの実務に携わる、高度な倫理観と知識・技能を併せもった実践的な職業人の育成を目的とする。

我が国の大学教育の新しい潮流のなかで、改めて大学が本来果たすべき役割としての教育、研究、地域貢献（学校教育法第83条）をふまえれば、本造形学研究所が目指すべき活動は、上記の教育研究上の目的を達成するために、学生の視点にたった造形教育を実践するための教授法の開発研究、研究所員の活発な研究の推進、教育研究の成果の社会提供、という3つの大きな柱で構成されるべきこととなります。

本研究所は、建築とデザインの分野における造形を幅広く研究する大学附設機関としての日頃の活動をまとめ、学部及び大学院の教育研究の成果を広く社会に提供するため、毎年所報を発行しており、本年度も第10号を発行する運びとなりました。より良い造形学の教育研究を実践していくため、各界のご指導・ご批判を頂きますようお願い申し上げます。

## 目次

### 第10号の刊行に際して

#### 研究活動

##### 研究作品

荒川 寧 Yasushi ARAKAWA (デザイン学科 教授)

「華・III(完)」／彩色テラコッタ

大野 幾生 Ikuo OHNO (デザイン学科 教授)

「連続する空間  $i_{123}$ 」／エキスパンドメタル・白御影石, 「開放されゆく空間  $i$ 」／エキスパンドメタル・白御影石, 「騎士と貴婦人」／アルミ鋳造, 「侘助」／アルミ鋳造, 黒御影石

荻原 正人 Masato OGIHARA (通信教育部デザイン学科 准教授)

「作品 '13-1」, 「作品 '13-2」, 「作品 '13-3」／時計ムーブメント・木材・アクリル絵具他

木村 光 Hikaru KIMURA (デザイン学科 教授)

「大型自動二輪車 SX-1C 改」／教育教材用モックアップモデル,  
「大型自動二輪車 SX-1C 改」／教育教材用テブドローイング

宮下 浩 Hiroshi MIYASHITA (デザイン学科 准教授)

「宮下浩展」／個展

山口 雅英 Masahide YAMAGUCHI (通信教育部デザイン学科 准教授)

「蛹 chrysalis」／ミクストメディア

##### 研究論文

杉山 奈生子 Naoko SUGIYAMA

画家ヴァトーに関するアカデミー講演録(2)

——ソルボンヌ大学図書館所蔵の手稿(Ms. 1152, fol. 17-41)を巡って ————— 1

竹内 孝治 Kohji TAKEUCHI

イラストレーター・真鍋博の描いた移動体の未来像に関する研究

——未来、遊び、乗り物に関するエッセイならびにイラストレーションの分析を通して—— 5

廣瀬 伸行 Nobuyuki HIROSE

インターネットを利用した個人情報回収フォーム管理運用システムの開発

インターネット出願フォームの構築と運用 ————— 15

山口 雅英 Masahide YAMAGUCHI	
通信教育におけるデッサン基礎学習のための指導法とeラーニング教材の活用	21
横瀬 浩司 Koji YOKOSE	
街頭募金詐欺事件	25
教育活動	
平成 25 年 造形学部 教育活動報告	32
平成 25 年度 科学研究費補助金・競争的研究資金 取得研究一覧	33
造形学研究所の活動について	34

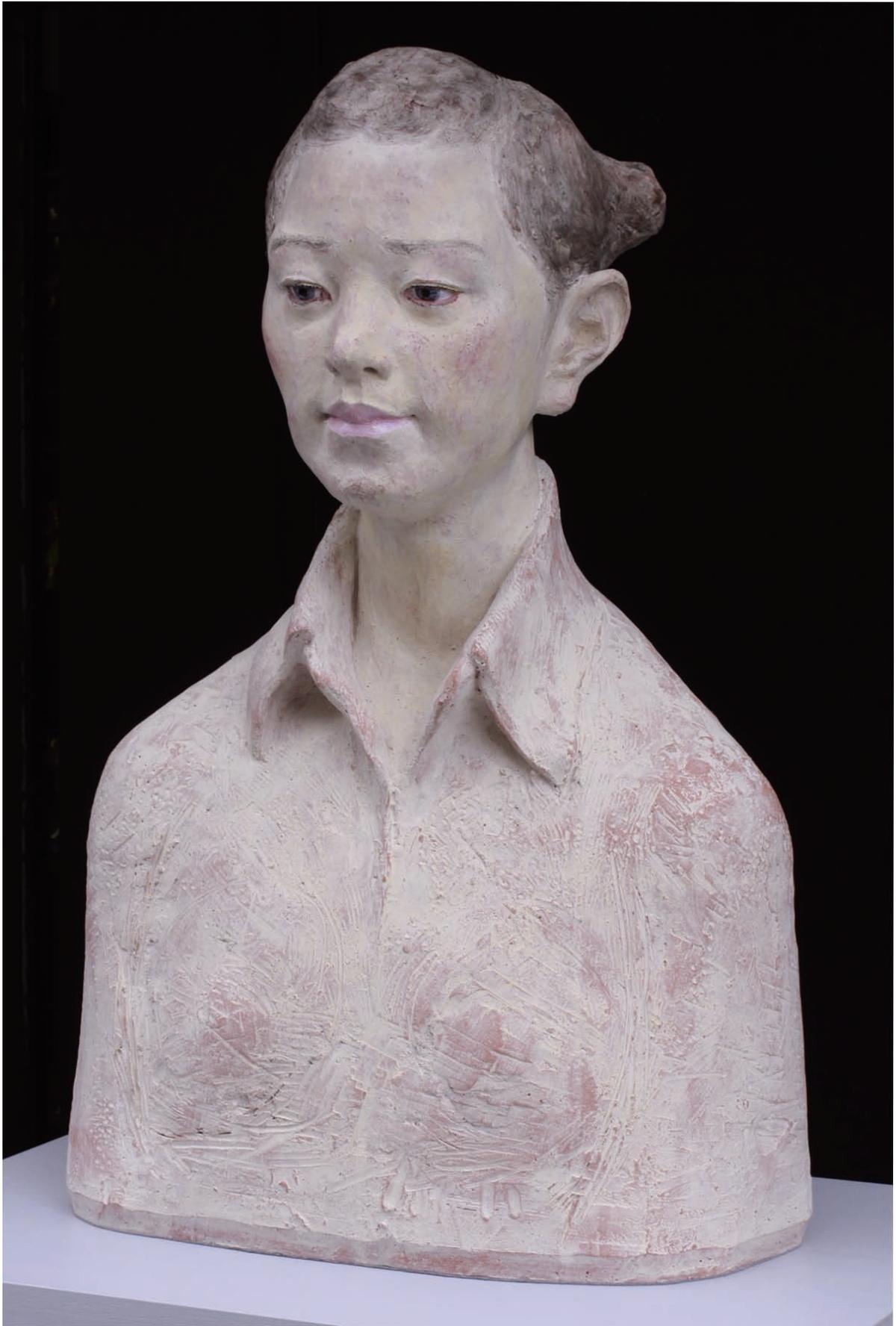


研究活動

---

研究作品





「華・Ⅲ(完)」

第87回国画会 東京：国立新美術館／名古屋：愛知県美術館

彩色テラコッタ 63×40×28cm

# 大野幾生



騎士と貴婦人  
H940mm×W1400mm×D600mm  
「七つの旅」展 古川為三郎記念館  
アルミ鋳造



H770mm×W1410mm×D440mm



侘助  
「七つの旅」展 古川為三郎記念館  
アルミ鋳造、黒御影石

H410mm×W820mm×D620mm



声聞くときぞ 秋はきにけり  
第27回 真空感展 愛知県立美術館  
赤御影石、壺  
H220×W120×D100

あわれ今年も 秋はいぬめり  
第27回 真空感展 愛知県立美術館  
大理石、壺  
H90mm×W80mm×D85mm



## 大野幾生

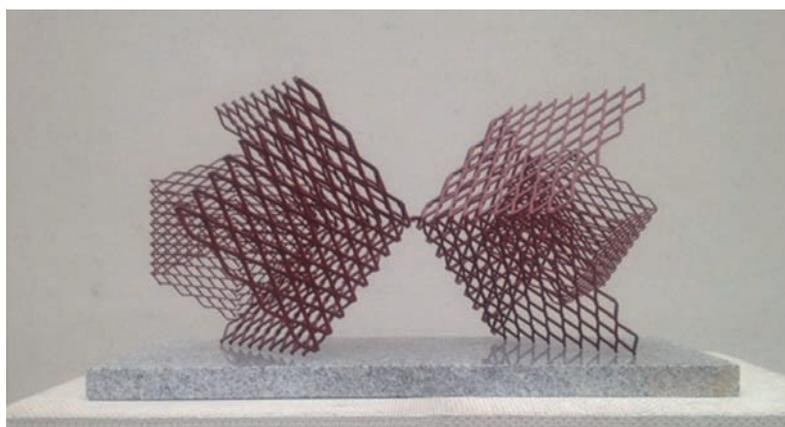


3つの空間 123

第87回国画会 国立新美術館

エキスパンドメタル、白御影石

H2670mm×W2070mm×D2070mm



開放されゆく空間 1

第22回NSG展 愛知県立美術館

エキスパンドメタル、白御影石

H220mm×W280mm×W600mm



頂点を意識するCUBE\_200bk

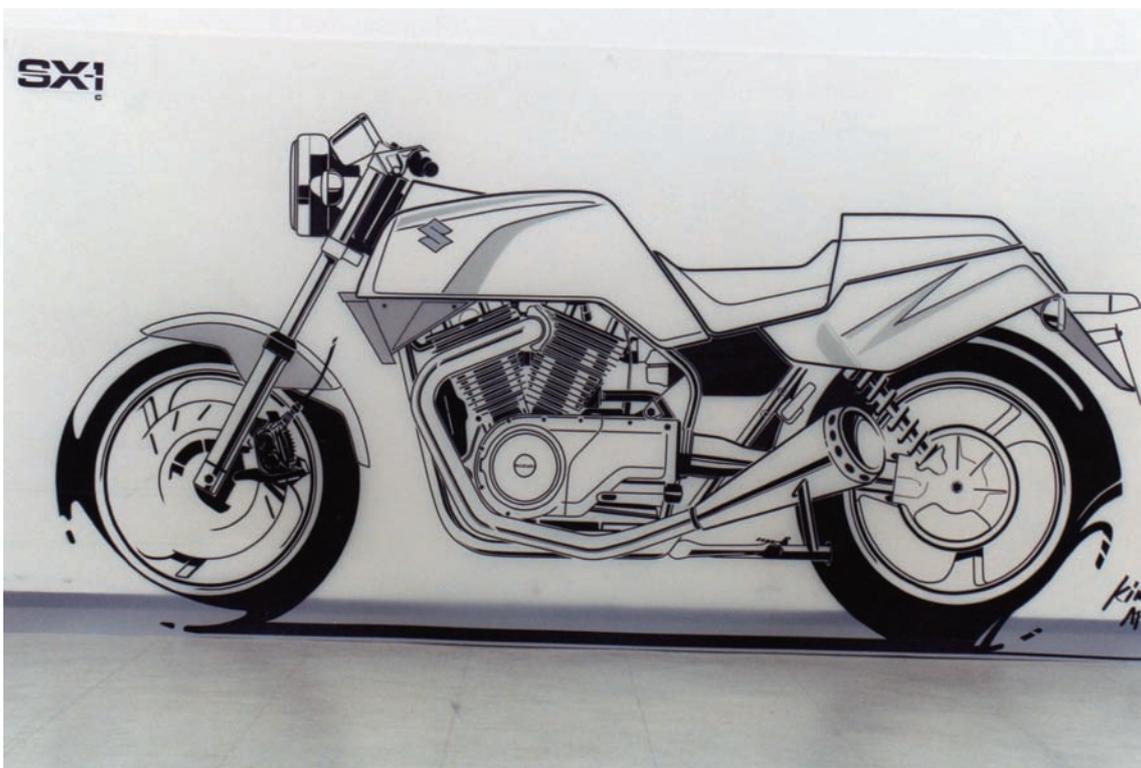
「七つの旅」展 古川爲三郎記念館

スチール、白御影石、塗料

H400mm×W1300mm×D700mm



大型自動二輪車 「SX-1C 改」  
1/1 教育教材用 モックアップモデル  
H1200mm×W2100mm  
教員展 愛知産業大学スチューデントスクエア ガallery

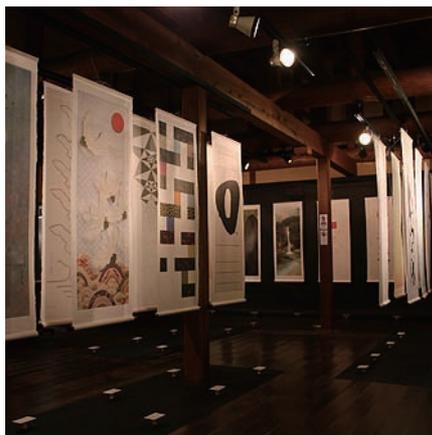
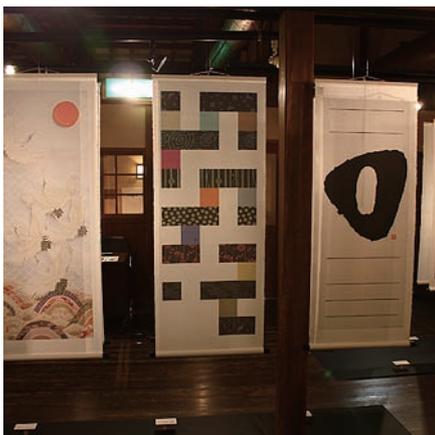


大型自動二輪車 「SX-1C 改」  
1/1 教育教材用 テーブドローイング  
H1200mm×W2100mm  
教員展 愛知産業大学スチューデントスクエア ガallery

宮下 浩



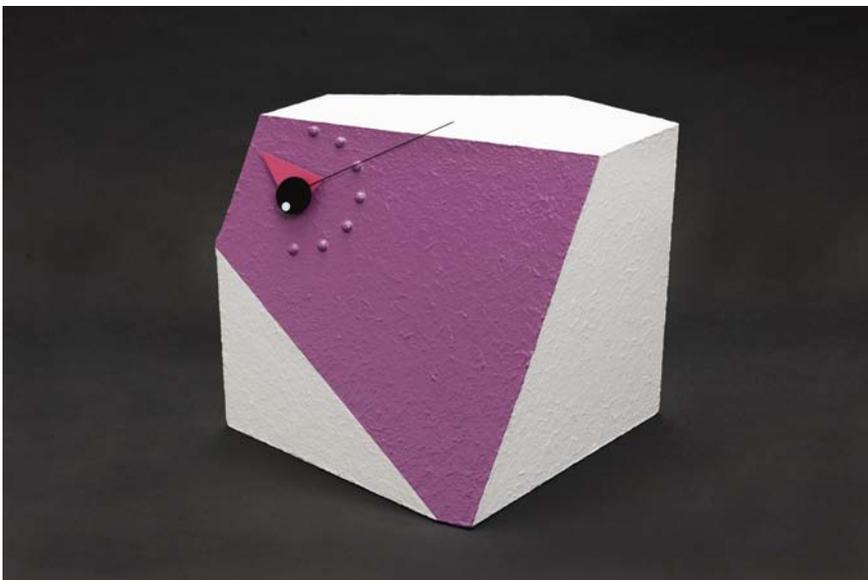
2013 JAGDA中部 伊勢和紙掛け軸展  
— 式年遷宮・再生 日本の心 — 「Traditional Form」  
三重県伊勢市 おかげ横町[大黒ホール]  
デジタルプリント、和紙



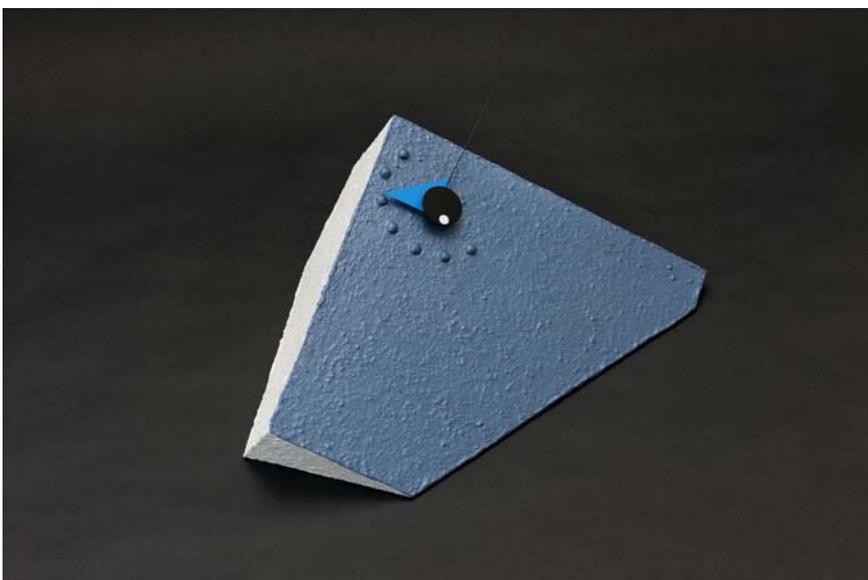
会場風景



「作品'13-1」  
時計ムーブメント、木材、アクリル絵具他  
W300×D300×H300mm

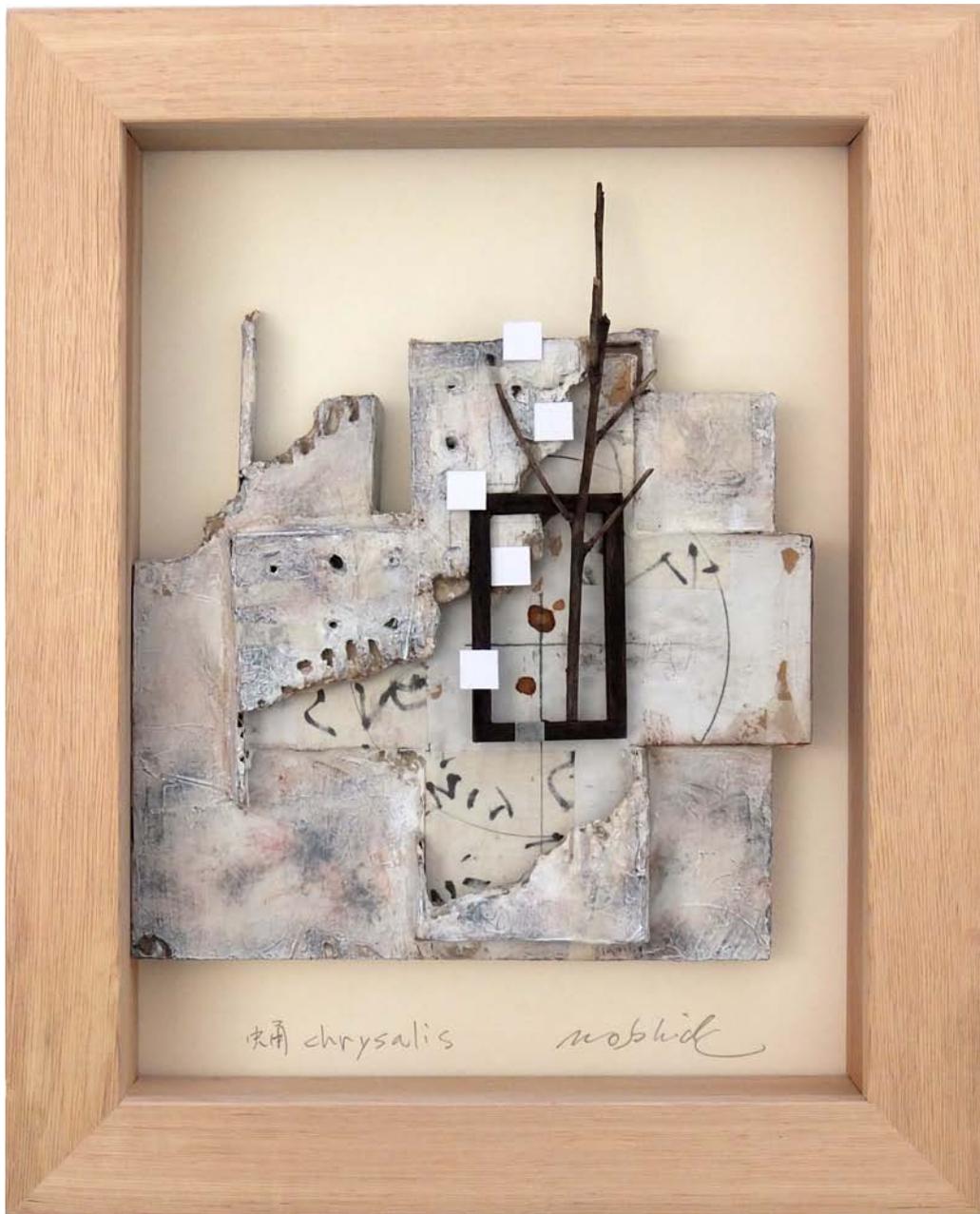


「作品'13-2」  
時計ムーブメント、木材、アクリル絵具他  
W300×D300×H300mm



「作品'13-3」  
時計ムーブメント、木材、アクリル絵具他  
W340×D335×H155mm

山口雅英



「蛹 chrysalis」  
ART IN BOX 2013 名古屋:大黒屋画廊  
254mm×308mm ミクストメディア



研究活動

研究論文



画家ヴァトーに関するアカデミー講演録 (2)  
 ソルボンヌ大学図書館所蔵の手稿 (Ms. 1152, fol. 17-41) を巡って  
 The Lecture on Antoine Watteau at Académie royale de peinture et de sculpture(2)  
 Focused on the Manuscripts of the Count of Caylus(Ms. 1152, fol. 17-41)

杉山 奈生子\*  
 Naoko SUGIYAMA

**Keywords :** Jean Antoine Watteau, fête galante, le Comte de Caylus, Académie royale de  
 peinture et de sculpture

アントワヌ・ヴァトー, 雅宴画, ケリュス伯爵, フランス王立絵画彫刻アカデミー

### 1. ヴアトーとアカデミーに関する資料

ジャン・アントワヌ・ヴァトー (Jean Antoine Watteau, 1684-1721) は、上流階級の紳士淑女が庭園に集い、舞踏や音楽、散歩や恋愛に興じる場面を表した「雅宴画」(fête galante) という新しい画題のジャンルを創出し、その優雅な雰囲気と軽妙な線描による装飾的な画面構成から、18世紀中盤に隆盛を迎えるロココ美術の先駆者として、フランス絵画史に大きな足跡を残した。

ヴァトーは、1717年にフランス王立絵画彫刻アカデミー(以降「アカデミー」と表記)へ《シテール島の巡礼》(ルーヴル美術館蔵)を提出し、アカデミーの正会員として入会を認められたことが、アカデミーの議事録に記されている<sup>1</sup>。ヴァトーとアカデミーに関連する資料としては、さらに、ケリュス伯爵が1748年にアカデミーで行った講演の草稿が存在する。

これらは、ヴァトー研究において大変重要で基本的な一次資料として位置づけられている。アカデミー議事録の場合は、ヴァトー作品の制作年を特定する資料が乏しい状況において、制作年を示す希少な資料であること、また、ケリュス伯爵による講演原稿は、パリのアトリエで女性モデルのデッサン制作を共に行うなど、ヴァトーの身近な存在であり、美術愛好家として美術への造詣も深い人物が記したヴァトーの伝記であることから、いずれも、彼に関する数少ない同時代の文献の中で、第一級の資料として多くの研究者に参照されてきた<sup>2</sup>。

本稿では、『造形学研究所報』第9号所収の拙稿<sup>3</sup>に続き、邦語文献では刊行されていない、ケリュス伯爵による講演録を筆者の調査をもとに紹介したい。

### 2. ケリュス伯爵によるアカデミー講演草稿「アントワヌ・ヴァトーの生涯」(1748年)

マントノン侯爵夫人の姪孫であり、考古学や放蕩文学の著者として知られるケリュス伯爵 (Anne-Claude-Philippe de Tubières de Grimoard de Pastels de Levis, Comte de Caylus, 1692-1765) は、美術愛好家、版画家として、美術の世界にも関わった人物であり、フランスの卓越した画家ヴァトーの記録を、講演草稿という形で後世に伝えた功績は大きい。

その草稿とは、彼が、1748年2月3日に、フランス王立絵画彫刻アカデミーで「人物、風景、当世風で雅びな主題の画家、アントワヌ・ヴァトーの生涯」(La vie d'Antoine Watteau, peintre de figures et paysages, sujets galants et modernes)と題して行った講演のために用意した原稿のことであり、現在は、パリのソルボンヌ大学図書館 (La Bibliothèque de la Sorbonne) に貴重書として保管されている。筆者は、ケリュス伯爵直筆の文書(所蔵番号: Ms.1152, fol.17-27)と、若干の修正が施され、秘書によって清書された文書 (Ms.1152, fol.28-41)を現地で調査した。

この手稿は、ゴンクール兄弟によって初めて刊行され<sup>4</sup>、ゴンクール版と2種類の草稿についての詳細な相違点がローザンベールによって指摘されている<sup>5</sup>。本稿では、ローザンベール版を踏襲しつつ、新たに発見した点や、ケリュス伯爵自身による書き直しの跡や改頁の有無等、重要な生成過程に関わりながら指摘されてこなかった点について、フランス語の原文に註解として付しながら明らかにする。

\*愛知産業大学大学院造形学研究所 准教授・博士(文学) Assoc. Prof., Dept. of Design, Faculty of Architecture and Design, Aichi Sangyo Univ., Ph. D.

[A: fol.18v]<sup>6</sup>Ce gallant homme avait donc un gout naturel <sup>7</sup>. Il avait étudié <sup>8</sup> principalement les ornements, tels qu'ils avaient été employés par Raphaël au Vatican<sup>9</sup> et par ses élèves en divers endroits, comme aussi par le Primatice à Fontainebleau. Il avait remis ces compositions<sup>10</sup> en honneur et avait fait oublier le goût lourd et assommant de ses prédécesseurs dans ce talent<sup>11</sup>. Elles étaient susceptibles, par les places<sup>12</sup> qu'il y réservait, de recevoir différents sujets de figures et autres, à la [A:fol.19] volonté des<sup>13</sup> particuliers qu'il avait su mettre dans le goût d'en faire décorer leurs plafonds et leurs lambris, en sorte que plusieurs artistes de divers genres y trouvaient de l'emploi.

Ce fut là que Wateau forma son goût pour l'ornement et qu'il acquit une légèreté de pinceau<sup>14</sup> qu'exigent les fonds blancs ou les fonds dorés<sup>15</sup> sur lesquels Audran faisait exécuter<sup>16</sup> ses ouvrages<sup>17</sup>. On en peut voir de très bien entendus à la Ménagerie de Versailles, et de très beaux plafonds de son ordonnance au château de Meudon<sup>18</sup>.

Mais<sup>19</sup> c'est à regret<sup>20</sup>, je l'avoue, que j'en fais une sorte d'éloge, puisque ce genre a non seulement fait détruire les plafonds des appartements que les plus habiles peintres avaient exécutés, mais que ce changement de mode<sup>21</sup>, auquel les ornements de plâtre ont succédé, vous prive encore tous les jours, d'une occupation qui vous permettait<sup>22</sup> d'employer votre talent dans le grand et dans le héroïque<sup>23</sup>.

Je reviens à Wateau. Ce fut alors qu'habitant le<sup>24</sup> palais du Luxembourg, il copiait et étudiait avec avidité les plus beaux<sup>25</sup> ouvrages de Rubens. Ce fut encore là qu'il dessinait sans cesse les arbres de ce beau jardin, qui brut et moins peigné que ceux des autres maisons royales, lui fournissait<sup>26</sup> des points de vue infinis, et que les seuls paysagistes trouvent avec tant de variété dans le même lieu, tantôt par la différence des aspects et des endroits<sup>27</sup> où ils se placent, tantôt par la réunion de plusieurs parties éloignées, tantôt enfin par les différences que le soleil du soir ou du matin apporte dans les mêmes places<sup>28</sup> et sur les mêmes terrains.

Jusqu'ici<sup>29</sup> nous ne voyons qu'un jeune homme,<sup>30</sup> sans secours, qui cherche à perfectionner son talent, qui<sup>31</sup> s'applique et qui est lui-même l'artisan de sa réputation, ainsi que le conducteur de ses études.<sup>32</sup> Dans la suite nous allons voir ce même<sup>33</sup> talent développé, mais<sup>34</sup> au milieu d'une vie agitée par

l'inconstance et par le dégoût que Wateau avait de lui-même et de tous les hommes.

Il sortit de chez Audran<sup>35</sup> après avoir acquis les parties de la peinture dont je viens de vous donner l'idée par le détail de ses études. Il les mit si bien en pratique qu'il abandonna tout à fait la manière de Gillot. Il fit des marches et des repos de soldats, d'un faire absolument opposé à celui<sup>36</sup> de ce maître<sup>37,38</sup> et ces premiers tableaux ont peut-être égalé ce qu'il a fait de plus beau dans la suite. On y voit en effet de la<sup>39</sup> couleur,<sup>40</sup> de l'harmonie,<sup>41</sup> des têtes fines et pleines d'esprit, et un pinceau qui conserve le goût de son dessin, prononcé jusque<sup>42</sup> dans [A:fol.19v] les extrémités et les draperies<sup>43,44</sup> et dans tout ce qu'il veut exprimer<sup>45</sup>.

Au reste, je ne puis me résoudre à attribuer à son inconstance sa séparation avec<sup>46</sup> Audran. Wateau sentait ses forces. Il avait de l'esprit, et n'était point la dupe de celui de son second maître, qui en avait autant<sup>47</sup> que de connaissance du monde, et qui, bien aise de le retenir chez lui pour son propre intérêt, voulait le déguster de tout autre travail que de celui dont il le chargeait.

Cependant pour quitter un homme qui l'avait comblé d'égards et d'attentions, et résister aux offres<sup>48</sup> et aux instances qu'il lui faisait pour le retenir<sup>49</sup>, il autorisa sa séparation d'un voyage à Valenciennes, qu'il fit en effet. Je ne l'ai jamais regardé comme un prétexte. Wateau était trop<sup>50</sup> entier dans ses volontés pour en employer. Car enfin, quoi de plus naturel que de retourner dans son pays, d'y reparaître avec des talents, de contredire si honorablement<sup>51</sup> et par des preuves incontestables ceux qui avaient traversé ses dispositions, et de se<sup>52</sup> montrer plus habile que son premier maître?

Voilà bien des raisons pour le porter à ce départ<sup>53</sup>. Elles ont<sup>54</sup> sans doute existé.<sup>55</sup> Elles lui ont procuré les plaisirs<sup>56</sup> qu'il se promettait. Mais indépendamment de la courte durée dont était toute espèce de satisfaction dans la tête de Wateau, tous les talents qui émanent de l'esprit ont un égal besoin, tant pour leur avancement que pour leur soutien<sup>57</sup>, de la critique, de l'émulation, de la communication<sup>58</sup> des ouvrages et des artistes. En un mot, leurs<sup>59</sup> productions ne sont faites que pour être vues et jugées<sup>60</sup>, et Wateau ne trouvait rien de tout cela<sup>61</sup> à Valenciennes. C'était une forte raison<sup>62</sup> pour en sortir.

Il quitta donc sa partie; il n'y fit pas un long séjour<sup>63</sup>

et revint à Paris. Le désir d'aller à Rome<sup>64</sup> et de profiter du bel établissement que Louis<sup>65</sup> XIV<sup>66</sup> y fait pour le progrès des arts et des élèves, l'engagea, quelque temps après, à se mettre sur les rangs pour disputer le prix de votre école. Il gagna le second, en l'année 1709, mais ne fut point admis pour le voyage: il fallut donc se contenter de poursuivre ses études à Paris, ce qu'il fit, sans renoncer à ce projet.

En 1712, il vous présenta dans cette vue quelques-uns des tableaux de sa manière, fort supérieurs à celui qui lui avait fait mériter le prix. Un talent formé et très distingué<sup>67</sup>, l'inutilité du voyage qu'il sollicitait, furent des motifs pour engager l'Académie à l'agréer<sup>68</sup>. Il<sup>69</sup> le fut avec<sup>70</sup> d'autant plus de distinction que M. De la Fosse, ce galant<sup>71</sup> homme par lui-même, si<sup>72</sup> recommandable par plusieurs parties de la peinture dans lesquelles il a excellé, appuya sur son mérite, le fit valoir, et, sans le connaître que par ses ouvrages, s'intéressa vivement pour lui.

C'est ainsi que la vérité doit agir<sup>73</sup> dans les délibérations de l'Académie, sans faire acception, ou donner d'exclusion, par aucunes vues particulières. La prévention pour ou contre les personnes, et par rapport à leurs<sup>74</sup> liaisons, est un inconvénient redoutable. Le talent seul nous doit décider; et le talent seul doit donner la couleur à nos fèves. Ce fut quelque temps après cette justice que l'Académie rendit à Wateau que je fis connaissance avec lui.

Cependant l'honneur que vous lui aviez fait, sa manière nouvelle et pleine d'agrément<sup>75</sup>, lui attirèrent bientôt plus d'ouvrages qu'il n'en voulait et qu'il n'en pouvait faire<sup>76</sup>. Il ne tarda pas en même temps d'éprouver l'importunité que les talents marqués causent souvent dans les grandes villes, ou les demi-connaisseurs et les désœuvrés abondent et s'empressent à<sup>77</sup> s'introduire dans les cabinets et dans les ateliers<sup>78</sup>. Et pourquoi faire? Pour y déraisonner sans cesse et pour troubler et intervertir ces méditations et ces recherches qui seules font le bon ouvrage. Le mieux qui leur puisse arriver est de louer mal. Car<sup>79</sup> la louange en face est leur grand rôle. Quel tourment, quel ennui pour un homme d'art de voir arriver et s'établir chez lui de pareils personnages sans pouvoir s'en défaire! Car ils sont tenaces, et aussi ardents à se produire que difficiles à congédier.

Leur foule est ordinairement suivie de ces brocanteurs, soi-disant curieux, qui savent faire payer

aux peintres, faciles dans leur talent,<sup>80</sup> une espèce d'usage du monde qu'ils ont quelquefois cruellement acquis. Ils s'emparent des esquisses<sup>81</sup>, se font donner les études; et, qui pis est, proposent la retouche des croûtes<sup>82</sup> qu'ils amassent en pile; le tout pour avoir un tableau complet d'un maître qui ne leur coûte rien, ou du moins peu de chose. Il<sup>83</sup> n'est sorte de souplesses qu'ils n'emploient pour parvenir à ce but.

Wateau en<sup>84</sup> fut assailli<sup>85</sup> vivement. Il démêlait aisément ces deux genres d'importuns, et les connaissait à merveilles; et, comme il était né caustique, il s'en vengeait en poignant le caractère et le manège de ceux dont il était le plus obsédé. Il n'en était pas moins leur dupe dans le détail. D'ailleurs cette peinture vive [A:fol.20v] qu'il en savait faire ne le consolait point de l'ennui<sup>86</sup> dont, à la longue, ils finissaient par l'accabler. Je l'en ai souvent vu peiné au point de vouloir tout quitter<sup>87</sup>.

Il semble que les succès brillants qu'il eut dans le public auraient dû assez flatter son amour-propre pour le mettre au-dessus de ces petits incidents. Mais il était fait de manière à se dégoûter presque toujours de ce qu'il faisait. Je crois qu'une des plus fortes raisons de ce dégoût avait pour principe les grandes idées qu'il avait de la peinture. Car je puis assurer qu'il voyait l'art beaucoup au-dessus de ce qu'il le pratiquait. Cette disposition le rendait en tout fort peu prévenu pour ses ouvrages<sup>88</sup>. Le prix<sup>89</sup> qu'il en retirait ne le touchait pas davantage, et était fort au-dessous de ce qu'il aurait pu en retirer. C'est qu'il n'aimait point l'argent, et qu'il n'y était nullement attaché. Ainsi il n'était pas même soutenu par cet amour du gain, si puissant sur tant d'autres. Je vais en rapporter<sup>90</sup> un exemple et qui vous prouvera<sup>91</sup> son indifférence sur l'un et l'autre de ces points.

紙幅の都合で、全文を掲載することができないため、以後の部分については次号の所報に続けたい。

#### 注および参考文献

<sup>1</sup> アカデミーの議事録については、次を参照。Anatole de Montaiglon (éd.), *Procès-verbaux de l'Académie royal de peinture et de sculpture, 1648-1793*, 10vols., Paris, 1875-1892, 1-vol, t.iv(1705-1725).

<sup>2</sup> Pierre Rosenberg(éd.), *Vies anciennes de Watteau*, Paris, 1984 (éd. italienne: *Le Vite antiche*, Bologne, 1991). ヴァトー研究の権威であり、ルーヴル美術館名誉総裁・館長のピエール・ローザンバールが編集し、ヴァトーに関する一次資料が汲まなく網羅されている。その多くは、短い伝記であり、ヴァトー自身が綴った書簡や手記は存在せず、個別の作品に対する注文書や批評文等も皆無に等しい。

<sup>3</sup> 拙稿「画家ヴァトーに関するアカデミー講演録(1)〜ソルボンヌ大学図書館所蔵の手稿 (Ms. 1152, fol. 17-41) を巡って〜」『造形学研究所報』第9号、愛知産業大学造形学部、2013年、1-4頁。

4 美術評論家でもあった小説家ゴンクール兄弟 (Edmond Huot de Goncourt:1822-1896; Jules Huot de Goncourt:1830-1840) によって、1860年に刊行され、その後、研究書の中で度々言及されている。

5 Rosenberg, *op.cit.*, pp.53-91. 2種類のオリジナルの手稿について、ローザンペールは、ケリュス伯直筆の原稿 (Ms.1152, fol.17-27) をテキストA、秘書による写本 (Ms.1152, fol.28-41) をテキストBとし、ゴンクール兄弟の刊行した第3のテキストを掲載し、註の中でオリジナルの草稿の表記について詳細に触れている。

6 ソルボンヌ大学図書館で管理されている紙葉の番号を頁の冒頭部分に明記する。

7 A: unの下、および goût と naturel の間に書き損じの文字が見られる

8 A: un goût naturel et en étudiant principalement les ornements,...

9 \*A,Bともに、au Vaticanではなく、dans le Vaticanと表記される。ローザンペール版で指摘されている場合は、冒頭に\*印をつけている。

10 A: compositions と en honneur の間に、~~ornements~~が挿入されている。

11 \*A: en ce genre.

12 \*A: il avait remis ces compositions d'ornements en honneur et avait fait oublier le goût lourd et assommant de ses prédécesseurs. Cet Audran qui n'était pas de votre Académie, réservait dans ces sortes de compositions des places. \*B: Cet Audran réservait dans ces sortes de compositions des places pour différents sujets à la volonté des particuliers qui faisaient alors décorer leurs plafonds et leurs lambris dans ce genre. Ce fut là...以上のように、ローザンペールは指摘しているが、筆者の調査では、次の通りに表記されていた。A: il avait remis ces compositions d'ornements en honneur et avait fait oublier le goût lourd et assommant de ses prédécesseurs. Cet# #Audran qui n'était pas de votre Académie, réservait dans ces sortes de compositions des places pour différents sujets à la volonté des particuliers qui faisaient alors décorer leurs plafonds et leurs lambris dans ce genre. Ce fut là... Cet Audran の Cet の直後と、Audran の直前に#が挿入されている。

13 A: Des particuliersから、Je reviens à Wateau.で始まる段落の qui brut et moins までの箇所、縦10cm程度の紙に書かれる。

14 \*A: d'outil.

15 A: les fonds dorésの下に書き損じの文字 (les Couleurs legends) が記される。

16 A: exécuter ordinairement. Ses ornements on peut.

17 \*A,B: des ornements.

18 \*A: On peut voir à Meudon de très beaux plafonds de son ordonnance. \*B: On en peut voir à Meudon de très beaux plafonds de son ordonnance et d'autres ouvrages à la Ménagerie.

19 \*A: c'est avec regret que j'en fais.

20 A: c'est avec regret que j'en fais. 直後に書き損じが見られる。

21 \*A: et que ce changement de mode vous prive.

22 \*B: vous が削除されている。

23 \*A,B: dans l'héroïque.

24 A: le beau palais.

25 \*A: plus が記述されていない。

26 \*A: que les autres lui fournissait.

27 A: endroits の直後に書き損じが見られる。

28 \*A, B: plans.

29 A: Jusqu'ici の前に書き損じの箇所が見られる。

30 A: homme,の直後に書き損じが見られる。

31 A: qui の前後にそれぞれ書き損じの箇所がある。

32 A: etudes,の直後に書き損じが見られる。

33 A: même と talent の間に書き損じがある。

34 \*A: mais sa vie agitée par l'inconstance et par le dégoût de lui-même, et de tous les hommes.

35 A: Audran の下部に書き損じが見られる。

36 A: celui の下部に書き損じが見られる。

37 \*A,B: à celui de Gillot.

38 A: maître と et の間に書き損じがある。

39 A: de la の下に書き損じが見られる。

40 A: couleur と de l'harmonie の間に書き損じがある。

41 A: l'harmonie, et des têtes の間に書き損じがある。

42 \*A,B: juste.

43 \*A,B: juste dans les draperies. Au reste...

44 A: draperies, et dans tout ce qu'il veut exprimer.の下部に4行分の書き損じが見られる。

45 テキストBにはケリュス伯によって書き加えられたフレーズが、テキストAにおいては、記されていないとローザンペールは指摘している。

46 \*A,B: d'avec.

47 A: en avait autant の下部に書き損じが見られる。

48 \*A,B: aux instances.

49 \*A,B: pour le retenir は記述されていない。

50 A: Watteau était trop の下部に書き損じがある。

51 \*A,B: avec tant d'honnêteté.

52 \*A,B: enfin de se.

53 \*A,B: autoriser un départ.

54 A: ont と sans の間に書き損じが見られる。

55 A: existé と Elles の間に書き損じがある。

56 \*A,B: des plaisirs. Mais...

57 \*A,B: non seulement pour leur avancement mais pour leur soutien.

58 \*A,B: enfin de la communication.

59 A: leurs と productions の間に書き損じが見られる。

60 A: être vues et jugées の下部に書き損じがある。

61 \*A,B: rien de cela.

62 \*A,B: forte は記述されていない。

63 A: séjour と et revint の間に書き損じがある。

64 \*A,B: où quelque temps après l'envie d'aller à Rome.

65 A: Louis XIV a fait pour le progrès des arts et l'avancement des élèves. L'engagèrent à présenter selon [fol.20]l'usage de l'Académie [書き損じがある]quelques uns de ses tableaux pour faire[書き損じの]vous [書き損じ] juger s'il était en état de concourir pour le prix [書き損じ] dont le voyage d'Italie est l'objet. Un talent formé et supérieur.

66 \*A: Louis XIV a fait pour le progrès des arts et l'avancement des élèves. L'engagèrent à présenter selon l'usage de l'Académie quelques uns de ses tableaux pour faire juger s'il était en état de concourir pour le prix dont le voyage d'Italie est l'objet. Un talent formé et supérieur. \*B: Louis XIV a fait pour le progrès des arts et de l'avancement des élèves en les envoyant en Italie. L'engagèrent à se mettre au prix. Il gagna le second en l'année 1709 et ne fut point admis pour le voyage; mais en 1712, il vous présenta toujours dans la même vue, quelques-uns de ses tableaux de sa manière qui valaient beaucoup mieux que son prix. Un talent formé et supérieur.

67 \*A,B: et très distinguéではなく、et supérieurと表記される。

68 A: ...furent des motifs pour le faire agréée.

69 \*A,B: Et il.

70 A: avec と d'autant の間に4行分の書き損じが見られる。

71 \*A: hon を修正して、galant に書き直している。

72 \*A,B: cet homme si.

73 A: agir と dans の間に書き損じがある。

74 A: par rapport à leurs の下部に修正の跡が見られる。

75 \*A,B: d'attrait.

76 \*A: sentir. \*B: et lui fit éprouver l'importunité que les talents attirent souvent dans les grandes villes où les demi-connaisseurs et les désœuvrés.

77 \*A,B: abondent et cherchent à.

78 \*A,B: ateliers pour y déraisonner sans cesse. Le mieux...

79 \*A,B: leur Rôle est la Louange. Eh! quelle douleur, quell ennui ne causent-ils pas à un homme qui s'en aperçoit, qui voit venir et qui ne peut s'en défaire, car ils sont tenaces. Leur foule...

80 A: talent, et une espèce の間に書き損じが見られる。

81 \*A,B: ils ramassent les esquisses.

82 \*A,B: dont leur chambre est remplie, le tout...

83 \*以下の一節は、ゴンクールによる印刷本にのみ掲載され、テキストAおよびBには見られない。Il n'est sorte de souplesses qu'ils emploient pour parvenir à ce but.

84 A: en fut assailli の下部に書き損じが見られる。

85 \*A,B: assailli; mais comme il était né caustique, il peignait leur caractère et les connaissait à merveilles. Cependant il n'était pas moins leur dupe.

86 \*A: que ces sortes de gens lui causaient à la fin; \*B: finissaient par lui causer.

87 \*A: de tout quitter, sans être consolé par un succès qui aurait dû flatter son amour-propre. \*A: mais il n'était jamais content de ce qu'il faisait et je crois qu'une des plus fortes raisons du dégoût que ses ouvrages ne lui causaient que trop souvent avait pour principe... \*B: de tout quitter, sans être consolé par un succès qui aurait dû flatter son amour propre mais il se dégoûtait presque toujours de ce qu'il faisait et je crois...

88 \*この一節は、テキストAにはなく、テキストBおよびCのみに見られ、ケリュス伯によって、書き直されたものである。

89 \*A: il était encore moins consolé par le prix qu'on lui donnait; il n'aimait point l'argent et assurément il n'y était pas attaché. Je vais vous rapporter un exemple...

90 \*A,B: vous rapporter.

91 \*A,B: qu'il n'était ni sensible à l'intérêt ni prévenu pour ses ouvrages.

[本稿は、平成23-25年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)・課題番号23520118))による研究成果の一部である。]

イラストレーター・真鍋博の描いた移動体の未来像に関する研究  
 —未来、遊び、乗り物に関するエッセイならびにイラストレーションの分析を通して—  
 A Study on the Future Image of Vehicle by Hiroshi Manabe, an Illustrator  
 —Through the Analysis of Essays and Illustrations for the Future, Play and Vehicle—

竹内 孝治\*  
 Kohji TAKEUCHI

Amidst the glut of futuristic imagery mass-produced during the high-growth period, the illustrations of Hiroshi Manabe remain highly esteemed even today. In addition to producing numerous works for the World Expo, Manabe also published collections of his illustrations and is noted for his expressions of interest and passion for extraordinary forms of transportation. In addition to his illustrations, Manabe has also published numerous essays. In particular, *Hokō bunmei* (1974) developed this theory of bodies-in-motion with an abundance of originality and humor. These collections of essays depicted a vision of the future of transportation through a critique of civilization, and call for a contemporary re-reading of the “future” as Manabe envisioned it. This study thus seeks to clarify Hiroshi Manabe’s distinctive theory of Vehicle by drawing on his numerous published essays and illustrations, particularly by collecting and analyzing those concerning modes of transportation.

**Keywords:** Hiroshi Manabe, Illustration, Painting the Future, Vehicle, Variety, Play

真鍋博, イラストレーション, 未来画, 移動体, 多様性, 遊び

## 1. はじめに

高度成長の最盛期に位置する 1960 年代に量産された数多くの未来画<sup>1)</sup>の中で、今日においてもなお高い評価を受けるのが、真鍋博(1932-2000)によるイラストレーションである。特に日本万国博覧会に関連した作品を数多く発表したほか、『2001 年の日本』(1969)では、日本国土の未来予測へイラストレーションを附している<sup>2)</sup>。「未来都市なら真鍋博」と評された真鍋のイラストレーションは、彼個人の未来イメージを超えて、当時の日本、特に 60 年代を象徴する社会全体の未来イメージであったと言っても過言ではない<sup>3)</sup>。描かれた未来像の対象は多岐にわたるが、なかでも移動体をテーマとしたイラストレーションに心血を注いだ。その成果は『自動車じどうしゃ』(1971)や『自転車讃歌』(1973)などの作品集として結実し、並々ならぬ移動体への愛着と関心を披瀝したことで知られる<sup>4)</sup>。

ところで、真鍋はイラストレーションのほかにも数多くのエッセイを残したことで知られる。内容はイラストレーションに関するものはもちろん、教育論から文明批評、旅行エッセイにまで及び、特に『歩行文明』(1974)や『未来行き列車に乗って』(1973)ではユーモアと独創

性に溢れる移動体論を展開した<sup>5)</sup>。これらエッセイ群は、文明批判を通して移動体の未来像を描いたものであり、真鍋が想定した「未来」である現在にこそ再読すべきテキストと評することもできよう。

そこで本研究は、真鍋博が数多く発表したエッセイやイラストレーションのうち、特に移動体に関するものについての読解を通して、真鍋博の独特な移動体論を明らかにする。真鍋の描いた未来像へ、移動体論を位置づけ、新たな移動体創出に向けた視座獲得を企図する。これにより、未来の社会・生活ビジョンを描くことが困難な現状を打開する視点を獲得することが期待される。



図 1 真鍋博による未来画<sup>6)</sup>

\* 愛知産業大学造形学部建築学科 講師・修士 (建築学) Assist. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Architecture and Design, Aichi Sangyo Univ., M.Arch.

## 2. 真鍋博の略歴および創作活動

真鍋博の略歴や創作活動のうち、特に未来像に関連した事項を中心に関連年表にまとめた（表1）<sup>7)</sup>。

真鍋は1932年に愛媛県新居浜市に生まれ、多摩美術大学油絵科卒業、同大学院美術研究科修了後は油彩や漫画によるカリカチュアを多く手がけた。1955年には画家・池田満寿夫(1934-1997)らとともにグループ「実在者」を結成している。シニカルな真鍋の作風を活かして、雑誌『ユリイカ』や『SFマガジン』、アガサ・クリスティのミステリー小説、さらには星新一(1926-1997)、筒井康隆(1934-)などのSF小説の挿絵も数多く担当した。風刺の利いた彼の作風は、『真鍋博の植物園』(1976)や『真鍋博の昆虫記』(1976)などへも継承されている。

1960年代、美術界を先導していた瀧口修造(1903-1979)を中心にまとめられた「現代のイメージ」(1962)<sup>8)</sup>には、岡本太郎(1911-1996)、武満徹(1930-1996)、杉浦康平(1932-)、二川幸夫(1932-2013)らの作品に並んで、建築家・磯崎新(1931-)の「孵化過程」、そして真鍋博の「透明な地図」が掲載されている。現代画家として創作活動を進めていくなか、60年代から70年代にかけて、真鍋は未来画の描き手として注目されることになる。その契機となったのが、ニューヨーク世界博日本館のイラスト壁画「夢か現実か？」(1964)である。その後、多くのファンタジックな未来都市や社会・生活を描いた<sup>9)</sup>。その前にも、メタボリズム・グループの展覧会である「都市計画と都市生活展：あなたの都市はこうなる」(1962)へも、丹下健三(1913-2005)、菊竹清訓(1928-2011)、黒川紀章(1934-2007)らとともに参加し、未来都市のイラストレーションを展示している<sup>10)</sup>。

こうしたアーティスト、イラストレーターとしての活動と並行してエッセイストとしても活発に活動し、著作は単著だけでも20冊を超える。エッセイで取り上げられる題材は、イラストレーションやイメージ発想法に関するもののほか、教育論から文明批評、旅行エッセイなど多岐にわたっており、どれも卓抜で新奇な視点から物事の本質を捉える軽妙な文章を得意とした<sup>11)</sup>。

その他、日本万国博覧会(1970)では、三菱未来館の起案に携わり、以降、沖縄海洋博(1975)テーマ委員や科学万博(1985)プランニングスタッフ等を歴任し、博覧会を通じた未来像の提示を行っていく。また、日本未来学会での小松左京(1931-2011)や川添登(1926-)らとの交流・活動や、同じく川添のほか菊竹清訓、松下圭一(1929-)、小田実(1932-2007)らと結成した「新しい東京の会」、真鍋の呼びかけで生まれた『2001年の日本』など専門分野・領域を横断しながら、創作活動がなされている<sup>12)</sup>。

真鍋の創作活動は晩年にまで継続して確認することができるが、あれほど待望した21世紀を目前に、惜しくも2000年10月、享年68歳で永眠した。

表1 真鍋博が描いた未来像関連略年譜

西暦	和暦	月	事項
1932	S7	7	愛媛県宇摩郡別子村に生まれる。
1945	20	8	太平洋戦争終結
1950	25	6	朝鮮戦争勃発
1951	26	4	多摩美術大学油絵科・入学(54年卒業)
1955	30	3	グループ「実在者」結成
1957	32	6	漫画集『食民地ニッポン』(昭森社)
1958	33	4	漫画集『寝台と十字架』(書肆ユリイカ)
		-	菊竹清訓「海上都市」(計画案)
1959	34	3	漫画集『動物園 I』(書肆ユリイカ)
1960	35	5	世界デザイン会議開催
		11	アニメーション3人の会結成
		12	ベトナム戦争勃発(～1975年4月)
1961	36	1	丹下健三「東京計画1960」(計画案)発表
		-	黒川紀章「ヘリックス計画」(計画案)
1962	37	4	『美術手帖』増刊「現代のイメージ」に作品掲載
		10	「都市計画と都市生活」展(池袋西武百貨店)参加
1963	38	-	「新しい東京の会」発足
		-	『鉄腕アトム』、『鉄人28号』放映開始
1964	39	1	雑誌『建築文化』表紙イラスト担当(～12月)
		4	ニューヨーク世界博日本館イラスト壁画製作
		8	東京イラストレーターズクラブ結成
		10	東京オリンピック開催
1966	41	1	環境と工業を結ぶ会(DINAS)発足(～73年)
		3	林雄二郎、ビジョン研究会編『20年後の日本』刊行
		4	雑誌『energy』「未来学の提唱」特集
		7	東海発電所の原子炉、営業運転開始
		11	『絵で見る20年後の日本』(日本生産性本部)
			雑誌『デザイン批評』創刊(～70年11月)
1967	42	12	川添登編『都市と人間』刊行
1968	43	3	第1回京デデザイン会議開催
		4	総理府「日本の国土と国民生活の設計」公募
		5	日大全共闘結成
		7	日本未来学会設立
		12	『真鍋博の鳥の眼』(毎日新聞社)
			環境と工業を結ぶ会「DINAS ANNUAL REPORT」
1969	44	1	『2001年の日本』(朝日新聞社)
		2	小松左京『空中都市008』刊行
		7	アポロ11号月面着陸成功
		5	林雄二郎『情報化社会』刊行
		12	日本生産性本部編『首都圏・昭和60年』刊行
1970	45	3	日本万国博覧会開催(～9月)、三菱未来館起案
		8	『真鍋博のエキスポファンタジー』(講談社)
		11	三島事件、三島由紀夫割腹自決。
		12	沖縄国際海洋博テーマ委員就任
1971	46	1	『超発明』(講談社)刊行
		5	『真鍋博の複眼的人間論』(実業之日本社)
		10	『じどうしゃ自動車』(主婦と生活社)
			『ぼくの家庭革命』(文藝春秋)
1972	47	5	『有人島』(講談社)
		6	田中角栄『日本列島改造論』刊行
1973	48	3	小松左京『日本沈没』刊行、ベストセラーに。
		4	『自転車讃歌』(ペリかん社)
		8	『未来行き列車に乗って』(文化出版局)
1974	49	4	『たびたびの旅』(文藝春秋)
		7	『歩行文明』(PHP研究所)
1975	50	5	作品集『真鍋博 Original 1975』(講談社)
		7	沖縄国際海洋博覧会開催(～76年1月)
1976	51	3	『真鍋博の植物園』(中央公論社)
		11	『真鍋博の昆虫記』(中央公論社)
1978	53	2	『イラストからの発想』(PHP研究所)
1979	54	9	作品集『真鍋博の線の画集』(平凡社)
1981	56	3	『真鍋博の発想交差点』(実業之日本社)
1983	58	2	科学万博三菱未来館の起案に参加
1985	60	3	科学万博つくば'85プランニングスタッフ
		7	作品集『真鍋博オリジナル'85』(講談社)
1986	61	5	チェルノブイリ原発事故
1988	63	8	『快適学の発想』(ぎょうせい)
1989	H1	11	『遊々ウォーキング』(同文書院)
2000	12	10	がん性リンパ管症のため死去
2001	13	1	21世紀のはじまり

### 3. 未来ブームと真鍋にとっての未来発想

真鍋の移動体論を考察するに先だち、活動の全盛期である1960～70年代の時代背景として特筆される未来学ブームについて整理し、真鍋自身が未来をどう考えて、表現へ向けてどう発想したのかについて確認しておく。

#### 3-1. 未来学ブーム

東京オリンピック(1964)やベトナム戦争(1965-75)などによる特需に後押しされ発展を続けた日本経済は、日本万国博覧会(1970)をエポックとして高度成長期の頂点に達する。万博を日本全体が世界に戦後の発展をアピールする契機と位置付け、都市整備が空前の熱気と速度のもとに進められた。時代はまさに「バラ色の未来」を約束するかのように受け取られた。

こうした機運と歩調を合わせ、1967年、日本未来学会が発足した。初代会長に中山伊知郎(1898-1980)が就き、中心的メンバーとしては、林雄二郎(1916-2011)、加藤秀俊(1930-)、小松左京などが名を連ねていた。その時代背景には、アメリカの「二〇〇〇年委員会」をはじめとする世界的な未来研究ブームがある。当初は未来学研究会として発足したグループが次第に日本未来学会へと発展する。こうした動きには磯崎新や黒川紀章らも伴走していた。未来学研究会の発足にはエッセイ『energy』での特集「未来学の提唱」があった。これは後に、『未来学の提唱』(1967)として単行本化される<sup>13)</sup>。

#### 3-2. 真鍋博にとっての未来

真鍋自身も未来学ブームとは無縁ではなく、むしろ深い関係性・関連性のなかで創作活動を行った。当時の未来学ブームのいわばアイコンとして真鍋の作品が認知され、「バラ色の未来」を描いた画家として位置づけられたりもする。しかしながら、真鍋自身の発言を追っていくと、実際はそうしたブームを背景に当時横行していた紋切り型の未来イメージをたびたび批判し、「未来は可能性をふくんでいる。未来は一つではない。いろいろのビジョンがあっという。未来は方法やアイデアやパターンではなく考え方であり思想である」と語った。こうした考えのもとに多様な未来イメージを数多く描いていった。

真鍋の発想する未来像は、中央から周縁へ、文明から文化へ、固定から流動へ、二者択一から多者択三へ、など固定観念を破壊しながら新たな可能性を探るといった姿勢が一貫している。また、真鍋は、当時の未来ブームに抗するように、自身の描く未来像は「のほほんとして待っている夢の未来」でないことを強調している。

経企庁の白書が発表された時もマスコミは、車は一家に一台だとか、米の需要が減り、肉の摂取量がふえるといった“未来未来”した角度ばかりをとりあげた。ぼくはそうした一面だけでなく、老人がふえたりゴミの処理が国家的問題になるといった来たるべき時代の内面まで包括した未来をここで描きたかったのだ。だからこれは早く来い来いとほほんとして待っている夢の未来ではない。待ちのぞむべき未来のために解決し

ていかねばならぬ未来である。そしてあくまで自分の考える日本の未来である。自分で掴み取りたい、実現させたい未来である。<sup>14)</sup>

真鍋にとっての未来は、ブームと化していた未来像とは異なり、むしろそうした観念への批判的視点に立ったものであることが看取できる。

#### 3-3. 真鍋の発想法

真鍋は未来を発想する際に「ダジャレ」を多用したことが知られている。ダジャレや語呂合わせの効果的に用いてイメージを膨らませることを得意とし、「発想は発送」、「情報化社会」は「情報禍社会」、「狭育」をやめて「共育」せよ、といった表現が数多みられる。真鍋によるダジャレの発想が顕著にあらわれた例として、『真鍋博の複眼人間論』(1971)の次のような、たたみ掛けるダジャレ表現が挙げられる。

思考は視考の時代である。ぼくは映像人間だからイメージーションやアイデアをすぐ絵にし、形にするが、その発想源は止まっている映像ではなく、動いている絵である。わが発想の思考は視考でも、止まっている止考でもなく、動考なのである。<sup>15)</sup>

こうしたダジャレによる発想・連想によって、通常ならつながらぬもの同士をつなげることができる。著書『発想交差点』ではそれが次のように表現される。

国際交流や教育問題、情報産業、国防や資源エネルギー問題……、自分にとっておおよそつながらぬ道であるが、交差点ではそこがワーブ航法で短絡的につながったり、トポロジカルな迷路交差点で交わったり、多次元交差点であったり、超越交差点であったりした。<sup>16)</sup>

このような発想法が非科学的・非論理的なものとして指弾されることを十分に理解した上で、なお、それが「思考をはたらかす」ための重要なアプローチ法であることを言明している。

これらの発想を非科学的と批判されたり、ナンセンスと非難されたりすると、専門外だから何を考えても自由なのだといひらきなおることにしている。そして、知りすぎている人は不幸だな……と思う。頭が既成概念でいっぱい、思考をはたらかす余地がないのだ。<sup>17)</sup>

### 4. 著書・論考にみられるあそび観

真鍋の移動体論を読み解くためには、彼の遊び観を確認しておく必要がある。なぜなら「遊びの未来を創ることは未来の全てを造ることである」との発言にみられるように、真鍋の描いた未来像の基盤には「遊び」への眼差しが認められるからである。

#### 4-1. 「遊び車の思想を」

前述したように、エッセイ「遊び車の思想を」は、建築専門誌『SD』の1967年5月号に掲載された。同号は「遊びと遊びの空間」を特集したものであった。真鍋のほか、岡本太郎や寺山修司(1935-1983)、栗田勇(1929-)、篠原一男(1925-2006)の論考が収録されているほか、加藤秀俊、磯崎新、栗津潔(1929-2009)、中原佑介(1931-2011)らによる座談会「遊びを語る」が掲載されている<sup>18)</sup>。

本エッセイにおいて、真鍋は当時流行していた未来ブームに便乗して繰り出されていた「遊び」の未来予測を批判的に紹介し、遊びと労働の二項対立に疑問を呈している。そして、「遊び車というのがある。原動軸から従動軸へベルトをひく車、この距離を縮めたり、二軸が平行でないときはベルトの方向を変え、回転の数を変えたり、緊張力をあたえてベルトがゆるんだりはずれたりしないようにする車、労働軸と睡眠軸をつなぐ生活車、遊びの位置をそこに見出す未来像がなければならぬ。いまわれわれの遊びの思想は全く貧しいといわねばならぬようだ」と語り、「遊びの未来を創ることは未来の全てを造ることである」と高らかに宣言した<sup>19)</sup>。

#### 4-2. その他の著書

エッセイ「遊び車の思想を」以外の著書・論考でも、真鍋は遊びについて言及している。真鍋の文章は常に遊び心が込められているが、特に遊びを主要テーマとした主な著書について論旨を概観しておく。

##### ① 「衣・食・住・遊」(1971)<sup>20)</sup>

『真鍋博の複眼人間論』(1971)所収。「レジャーは週末や休日のものだけでなく、七曜すべての日のものである。そして一人一人顔が違うように、レジャーの意味と目的が違う」と説き、「個人個人が勤労と余暇の二つの時計」を持ち合わせる必要性を語るなど、総じて画一的な余暇を批判し、多様性・選択性を重視している。

##### ② 「買うレジャー・創るレジャー」(1971)<sup>21)</sup>

『ぼくの家革命』(1971)所収。労働時間との対比で「レジャー自間」を提案している。「時間」ではなく「自間」であるのは、時計に支配されない自分だけの時間＝「自間」が必要と説く。また、「子供でなければもてない自間もあるし、青春でなければみられぬ自間もあるし、子供をもってはじめて感じる自間もある。人生は齢とともに、また新しい未知の自間にめぐりあえるのだ」として、遊びが若者だけのものではなく、人生の節目節目に遊びがあることを指摘している。

##### ③ 「「遊び」を遊ぶ」(1972)<sup>22)</sup>

『有人島』(1972)所収。“よりイージー”なレジャーの在り方に疑問を呈し、「脱オートマティックにこそこれからのレジャーのすべてがあるのだ」と説き、「パターン化したり普遍化することのないものにこそ遊びのエッセンスがある」と述べている。

真鍋の著書・論考においては、1960年代以降、隆盛を極めていたレジャーブームを土壌に形成された画一的な遊びの在り方を批判している点が共通している。ゆえに真鍋の遊び観は、多様性を重んじるとともに、個人個人の自由な選択性確保を重視する。また、遊びと労働、休日と平日、行楽地と勤務地といった線引きへも懐疑的であり、多様な遊びの在り方を、彼独自の造語を交えながら提案している点に特色がみられる。

#### 5. 著書にみられる移動体論

真鍋博が描いた移動体の未来像を明らかにするために、ここでは彼の著書に着目し考察を進める。

##### 5-1. エッセイ＝活字によるイラストレーション

まず、画家・イラストレーターを職とした真鍋にとってエッセイを書くことがどのような意味を持ったかについて確認しておく。先述したように、真鍋は生涯にわたってたくさんエッセイを執筆したが、そうした執筆行為がイラストレーションを描くのと同一思考方法に基づくことを語っている<sup>23)</sup>。自身のエッセイについてはイラストレーションとしては表現しきれない「活字によるイラストレーション」と位置づける。そうした「活字」によるイラストレーションが必要となる理由を、真鍋は以下のように説明している。

あみものの毛糸の模様から、建物のパースや都市計画まで、説明するという次元においてイラストはたいへん自由な手段だが、しかし、そこで営むであろう人間の生身の生活と社会のシステムに目を向けると、イラストではどうしても表現できないものがでてくる。文章で書かなければならないもの、イラストとして修正していかなければならぬもの、死ぬまでには描きたいもの、自分が描けなくなってもいつか誰かが描いてくれるだろうと思うもの……<sup>24)</sup>

このような考えのもと、真鍋が「活字によるイラストレーション」として語った移動体への言及にはいかなるものがあるのか。著作群から悉皆的に収集・整理を行い、代表的な言及箇所を整理したものが表2である。

移動体に言及したエッセイとしては、主題を即、移動体とした内容であることから『自転車讃歌』(1973)が代表作として挙げられる。そのほか、未来予測を大胆にイラスト化した『絵でみる20年後の日本』(1966)や『真鍋博の複眼人間論』(1971)、『未来行き列車に乗って』(1973)、『イラストからの発想』(1978)、『歩行文明』(1974)などにおいてまとまった言及がみられる<sup>25)</sup>。

##### 5-2. エッセイにみられる真鍋の移動体論

言及箇所を通覧することで見えてくるのは真鍋のあそび観とも共通している。ものごとを全体として、包括的・連続的・有機的に捉えようとする視点や、多様性・選択性を重んじる姿勢である。先にみたように、真鍋は多様性や選択性を重視した遊びの発想が重要であることをたびたび表明してきた。真鍋は自動車単体ではなく、「都市構造やライフスタイルやエネルギー問題」との連続性において検討すべきと考え、未来の交通を「豊かな社会のなかの乗り物」、つまりは人がイキイキと生きる物語りへ位置づけるという視点を重視した<sup>26)</sup>。

また、自動車が良いか悪いかの二択でなく、「いろいろの価値体系のなかで選択できる豊かさ」とそれを自分の生活に生かせる手段の豊かさ」が伴うことを求めた。併せて、移動体を所有することの意味変容や、趣味性・遊戯性が重視されることも指摘した<sup>27)</sup>。

表2 真鍋による移動体に関連した主な言及

<p>【1】農村と地方都市の一部をのぞいてマイカーの実用的な価値はほとんど失われ、車をもつ意識さえ完全に変わってしまった。人々はいろいろな車に乗ってみたいからハンドルをにぎる。所有より体験への欲求だけである。(絵でみる20年後の日本、1966、p.85)</p> <p>【2】車一台の未来を描くことは、その車の流れる未来の道路を考慮することであり、その道路の走る都市の姿を創造することであり、そこに住む人々の生活、結局は社会全体を想定することになる。だから、ぼくはかねがね自分の考える未来を一部ではなく、社会のすべてにわたって描きたいという欲望にかられつづけてきた。(絵でみる20年後の日本、1966、p.158)</p> <p>【3】われわれが車を告発するというより、告発されるべきはわれわれ自身かもしれない。車に車以上の価値と意味を強要した教育ママのわれわれ自身こそ、いま問われねばならぬのだろう。(真鍋博の複眼人間論、1971、p.173)</p> <p>【4】たった一枚の明日の車を描くにも、車そのものを描く前に、まず車の走る道路を考え、その道路の横たわる都市を考え、その都市で営まれる人々の生活を考え、そんな都市と都市とが情報とエネルギーで結ばれるメガロポリスを考え、車一台を考えることはいつも日本列島の未来すべてを考慮することになってしまうのだが、車は乗物というより、いまや都市の環境であり、都市の自然でさえあり、車社会といわれる今日、車はモーターリゼーションであり、モーターショーはモーターリゼーションショーであらねばならないのだ。(真鍋博の複眼人間論、1971、p.175)</p> <p>【5】自動車産業から移行していく住宅産業の完成度が、そのまま自動車産業にフィードバックされるべきである。移行する住宅産業は排気どころか、快気空間であるにちがいない。車内を冷暖房、換気しているように、住宅内部に酸素を供給し、気圧さえ調整できるのだ。(中略)未来の室内はデザインや設備だけでなく、空気のコントロールまでふくめて考えられるべきだろう。そのシステムに移行した車は、排気や騒音どころか都市空間の設備であり、部品であり、現代としに不可欠の生命維持装置でもあるのだ。(真鍋博の複眼人間論、1971、pp.181-182)</p> <p>【6】豊かな乗り物社会、いや、豊かな社会のなかの乗り物は、スピードの豊かさにあふれていなければならない。(中略)スピードがいろいろの価値体系のなかで選択できる豊かさとして自分の生活に生かせる手段の豊かさが、未来の交通の核なのである。(自転車讃歌、1973、p.107)</p> <p>【7】自転車は社会の自転車化をうながすと同時に自転車自体の多様化もうながすだろう。自転車は変質していくのだ。電気自転車やゼンマイ自転車の発達を意味している。その底に流れるサイコロジ思想さえ変質しなければ……。 (自転車讃歌、1973、p.121)</p> <p>【8】人は今日も動いている。動きこそが生命だ。だがその動きの速さはけっして一律ではない。人間速度四キロをもとにしたいろいろな速さだ。それが未来の速度であり、豊かさだ。4キロ、8キロ、16キロ、100キロ、1000キロ、そして20キロの自転車が……。 (自転車讃歌、1973、p.126)</p>	<p>【9】都市間バスやハイウェイバスには自転車積込もう。もちろんこのバスは自転車と対立するものではなく、自転車の延長にあるものだ。いわば乗合自転車とでも呼ぶべきもの。サイコロジ思想の産みだす新しい社会は公害や環境破壊を死語にするのだ。(自転車讃歌、1973、p.124)</p> <p>【10】もし、未来行き列車に乗って、未来の駅に降りた時、そこはコンピューターカーだけでなく、自転車も、音のするガソリンエンジンの車も、馬車もあつたらいいだろう。すべてが変わってしまうのではなく、いいものはたとえSLだろうと、チンチン電車だろうと残っているという街がいい。みんなが同じ乗り物に乗り、同じものを食べ、同じような生活をさせられることはない。みんながいいと思うものが、それぞれいっぱいあつたなら、それぞれの人が選択可能な生活ができるだろう。(未来行き列車に乗って、1973、pp.245-246)</p> <p>【11】人間の移動には、もちろんスピードも要求されるが、ユックリもまた不可欠の条件だ。ユックリ走ることをもう一つの条件にした車だったら、ユックリ走っても空気を汚さず、不経済ではないだろう。走るだけの車でなく、歩くことのできる車、それが未来の車だし、人間のための車だ。(歩行文明、1974、p.214)</p> <p>【12】新しい都市は、新しい乗物によってイメージされるし、新しい乗物はまた都市の新しい形をイメージさせる。もちろん、科学技術の発達が別の次元で新しい乗物を発生させることはよくあることだが、それをどうアレンジし、都市のなかへ持ち込むかが次の問題なのだ。(歩行文明、1974、p.218)</p> <p>【13】自由な表現、自由な行動、自由な結婚、自由な職業、自由という名の価値観はいろいろあるが、現代の日本人が失った自由の一つに移動の自由がある。どこへも自由に行けない。道一本車のために渡れない。(歩行文明、1974、p.225)</p> <p>【14】新しいクルマ、クルマにかわるクルマ、クルマを超えたクルマを考えることは、新しい乗物だけを考えることではない。それは乗物中心に考えるのではなく、むしろその側面—都市構造やライフスタイルやエネルギー問題から考えねばならぬことになるはずである。(イラストからの発想、1978、p.66)</p> <p>【15】自動車中心、そして乗り物的発想でクルマを考えるのではなく、都市的発想、そして都市の付属品としてクルマを考えたら、クルマ論はまた別の次元の展開をみせるはずだ。(イラストからの発想、1978、p.70)</p> <p>【16】車社会といわれて久しく、日本もそろそろ自動車文化の時代に入っているのではないだろうか。車にしる、テレビにしる、科学技術の最先端として登場する時、それは文明のシンボルだが、それが社会化、生活化した時、文化的位置づけがされる。(中略)自動車文化というのは、車に手をかけ、その人ならでの車をつくること。メーカーではなく、ユーザーが車をつくるのだ。ユーザーがメーカーにスペックを提示できるようになれば、自動車にかかわる生活価値体系が創造され、新しい自動車文化を産むことになる。(真鍋博の発想交差点、1981、p.153)</p>
--	---

表註：真鍋博の著作にみられる移動体に関する言及箇所を悉皆的に収集し、そこから主立ったものを抽出している。

1970年代になると真鍋はバイコロジーやユックリズム運動に参画し、自転車や歩くことの復権を唱える発言を数多く残したが、自動車についても以前同様に愛し続けた。それら全てが共存していける社会こそが「豊か」なのであり、そうした社会を構想し実現する主体は専門家ではなく、「われわれ自身」であると訴え続けた<sup>28)</sup>。

## 6. イラストレーションにみられる移動体

真鍋博が描いた移動体の未来像を明らかにするために、ここでは彼のイラストレーションについて考察を進める。

### 6-1. 真鍋にとってのイラストレーション

まず、真鍋にとってのイラストレーションがどのような意味を持ったかについて確認しておく。真鍋自身、アーティストとイラストレーターの違いについて、まず、アーティストが独自の芸術性を表現する油彩画などのファインアートとは異なり、イラストレーションは発注者がある特定の条件のもとに依頼し、その発注者の諾否が決定権を持つ点に特徴があると指摘している。そして「イラストレーションは、新聞や雑誌などの印刷メディアにのせられるもの」つまりは、「社会的絵画」として社会と密着しているのだと説いた。<sup>29)</sup>

また、画題は何らかの事象・物象を「説明」することを旨とする。真鍋はこの特性を活かし「目の前にあるものをリアルに描くのではなく、目に見えないもの、未来的なもの、SF的なもの、四次元の世界といったもの」を積極的に描くことにイラストレーションの可能性を見出した。あわせて、イラストレーションの機能を「対社会的な量産性志向」のほかに、「描くという行為をとおして思考するという方法がある」とし、それが「発想の転換、思考の増幅に役立っている」ものであり、また「理想をさぐる視覚的シミュレーション」であると評価している<sup>30)</sup>。このように捉えることで、真鍋は未来のビジョンを思考する方法としてイラストレーションを位置づける。イラストレーションという「視覚的シミュレーション」が持つ可能性を、真鍋は以下のように説明している。

物事を言葉やデータ、数字、記号で考えると、どうしてもある結論を引き出してしまうが、色と形、そしてイメージでとらえるかぎり、現実と非現実の中間、過去と未来の接点、いやそのどちらにもつながる複眼の視点で見、とらえることができる。<sup>31)</sup>

こうした考えを発展させ、後に「SF=アセスメント」なる造語を提案している。先の「視覚シミュレーション」からさらに踏み込んだ内容となっている。

テレビにしる、ロケットにしる、ジェット機にしる、考えてみればSFに描かれたものである。が、原子力発電も、代替エネルギー開発も、古典的SFには描かれていない。ということは夢として語られ、想像されたものは人間はいつか抵抗なく受け入れる。まして絵になるというのはこういうものができてほしいと多くの人が望んだからで、結果的にイメージが浸透し、社会的に認知されていくのである。<sup>32)</sup>

このように、真鍋はイラストレーションを未来のビジョンを思考する方法「視覚的シミュレーション」や「SF=アセスメント」として捉えた。そこでは「物事を言葉やデータ、数字、記号で考えると、どうしてもある結論を引き出してしまうが、色と形、そしてイメージでとらえるかぎり、現実と非現実の中間、過去と未来の接点、いやそのどちらにもつながる複眼の視点で見、とらえることができる」としている<sup>33)</sup>。イラストレーションは異なるものをつなげ、遊び心や複数性・多様性のあるイメージを表現するのに適していると考えていた。

### 6-2. 描かれた移動体

「視覚的シミュレーション」や「SF=アセスメント」としてのイラストレーションを志向した真鍋は、たびたび作品のなかに移動体を描き、時には移動体自体を主題とした作品を発表した。それらイラストレーションを対象に真鍋による移動体の未来像について考察する。

#### 1) 雑誌グラビア「未来世界」と「自動車の歴史」

真鍋は子ども向けの媒体においても積極的に未来イメージを発信した。雑誌『少年キング』のグラビア特集へも「真鍋博の未来世界」(1970.1.1)ならびに「真鍋博のイラストで見る自動車の歴史」(1971.11.14)を提供し、それぞれ移動体の未来像を垣間見ることができる(図2)。「未来世界」に描かれた移動体は、主として自動車であり、ヘリコプターや飛行機、宇宙船などが散見される。「自動車の歴史」は主題の性格上、自動車が主であるものの、馬車や飛行船も登場している<sup>34)</sup>。

総じて指摘できるのは、描かれた移動体の用途は純粋に移動手段や建設用重機のみならず、レジャーやスポーツなど多種多様であり、それぞれにおいても数多くバリエーションを示している点に特色が認められる。

#### 2) 『自転車讃歌』(1937)

自転車を深く愛し、自身も自転車をデザインした真鍋が奇想天外な自転車のバリエーションを示したのが『自転車讃歌』(1973)である。本書掲載の自転車は全75種類を数える(図3)。共通しているのは、独創的なアイデアに基づいて描かれた移動体とそれがもたらす気づきであり多様性への共感である。読者は否応なく発想することを求められる<sup>35)</sup>。これは、真鍋が風刺画家として脚光を浴びた経歴が深く影響しているものと考えられる。

#### 3) 『自動車じどうしゃ』(1971)

無類の乗り物好きであった真鍋は、自動車を主題とした作品集『自動車じどうしゃ』(1971)を出版している。その内容は、自動車の歴史、世界各地の自動車、いろいろな用途別自動車、未来の交通など、過去から現在、未来へと横断する移動体のアイデアが、鮮やかな色彩で表現されている(図4)。真鍋による独創的な移動体は『自転車讃歌』と同様、実現可能なものから明らかに実現不可能なものまで描かれている<sup>36)</sup>。



図2 雑誌『少年キング』に掲載された真鍋のイラストレーション



図3 『自転車讃歌』に描かれた移動体

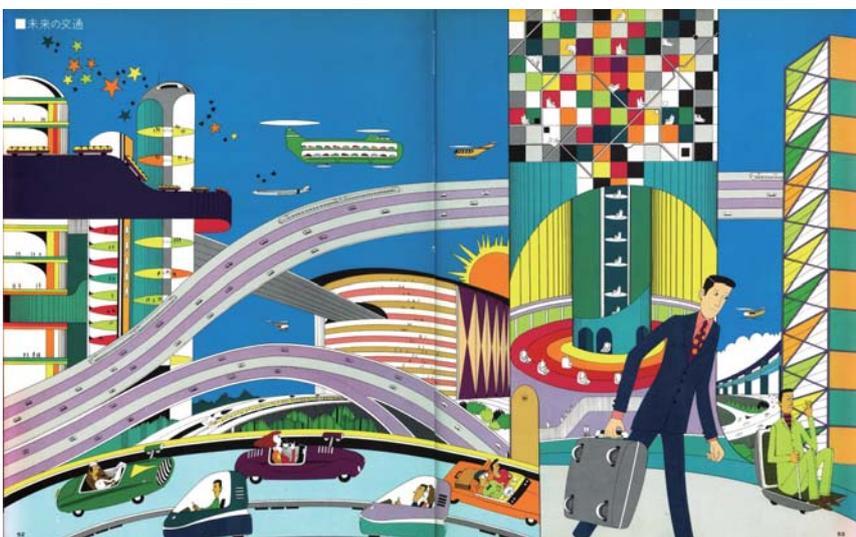


図4 『自動車じどうしゃ』に描かれた移動体

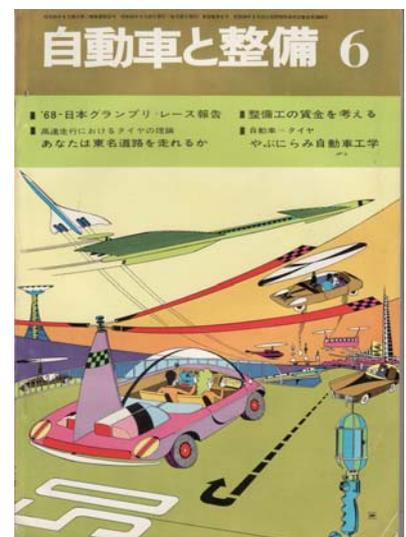


図5 『自動車と整備』表紙



図6 『絵で見る20年後の日本』に描かれた移動体

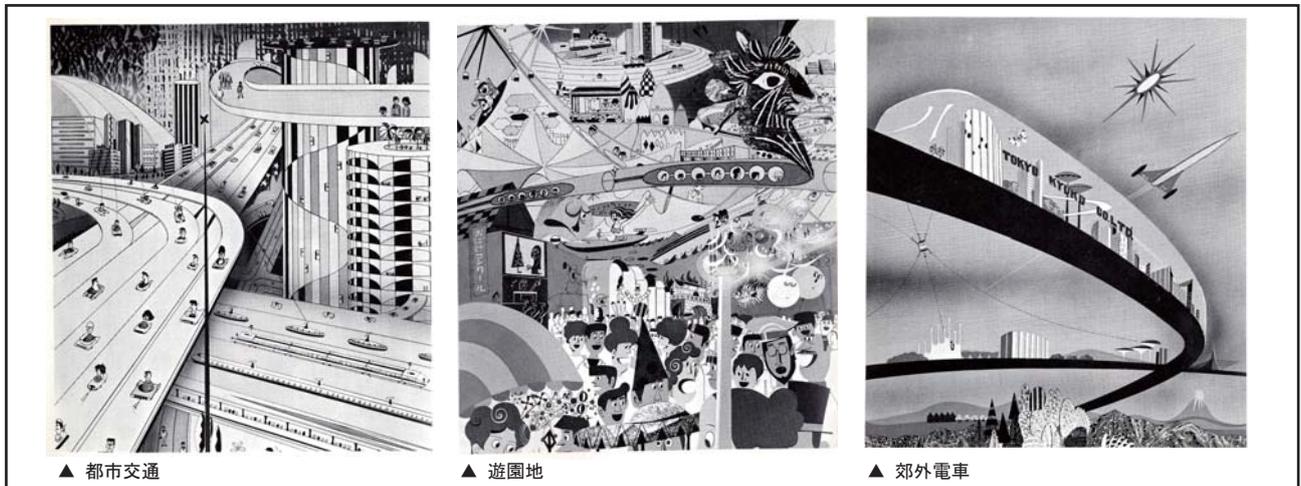


図7 『2001年の日本』に描かれた移動体

#### 4) その他の著作等で描かれた移動体

真鍋は整研出版社発行による月刊誌『自動車と整備』のカバーイラストを1968年の一年間全12冊にわたり手がけた(図5)。画題は「動く会議室」、「未来の建設車」、「ハンティングカー」、「フライングカー」などなど、ここでも真鍋の発想力が遺憾なく発揮されている<sup>37)</sup>。

また、真鍋が未来画家として広く認知されるに至った未来予測に関する書籍『絵で見る20年後の日本』(1966)や『2001年の日本』(1969)にも、真鍋による独特な移動体が数多く認められる。前者は経済企画庁経済研究所による「20年後の豊かな国民生活への一つのビジョン」(1965)が、後者は各分野の専門家たちによる論考が、それぞれイラストレーションのベースになっているものの、真鍋による大胆なアレンジ、デフォルメが加えられている。このことから真鍋の描いた未来像を考察するに際して重要な作品群であることには変わりない<sup>38)</sup>。『絵で見る20年後の日本』に描かれた移動体(図6)は、家族カーやレンタカー時代、自家用飛行機といったように、自動車に対する私たちの価値観が変容することをコミカルに表現している。『2001年の日本』に描かれた移動体(図7)は、都市交通や郊外電車といった交通手段の未来や、遊園地といった遊びの空間の変容を端的に示すイラストレーションとして示されている。

#### 6-3. 紋切り型表現や低実現性が持つ意味

先に見た未来予測関連著作と移動体を主題とした『自動車じどうしゃ』や『自転車讃歌』といった著書を比較してみると、前者に描かれた移動体はやや紋切り型の表現になっている<sup>39)</sup>。紋切り型の未来像を否定しつつも、紋切り型の移動体が描かれる場合もあり、それは人物や太陽、ビル群などにも共通して見られる傾向といえる。その理由として、イラストレーションが持つ意味、さらに言えば「SF=アセスメント」としての役割を考えると理解できるのではないだろうか。未来像の提示に際し、多くの人々に受け入れられやすい紋切り型の像も戦略的に描き込むことで、そこで伝えたいメッセージを直裁に表現する。それゆえ、移動体が主題なのか否かが表現を左右したものと考えられる。

これまでに挙げた例の他にも真鍋が描いた未来像は膨大な数に及び、移動体が描き込まれている例は枚挙に暇がない。そこには先述したとおり、自動車から飛行機、飛行船、ヘリコプター、潜水艦など、あらゆる種類の移動体が描き込まれており、真鍋がエッセイにおいて唱導した多様で選択性の高い遊びや移動体の未来像が豊かに表現されている。それらの移動体は多様である反面、いかに未来を舞台にしているとはいえ実現性に乏しいといわざるを得ないものも多い。しかし、これは真鍋の意図が未来像を正確に精緻に描くことでなかったことに起因するものと思われる<sup>40)</sup>。

発想力を強く刺激しながら、ある主の非科学・非論理の世界を「SF=アセスメント」として提示されているとも考えられるのである。「未来は可能性を含んでいる。未来は一つではない。いろいろのビジョンがあつていい。未来の方法やアイデアやパターンではなく考え方であり思想である<sup>41)</sup>」という真鍋の信念がここでも貫かれているといえよう。

## 7. 結語

以上、イラストレーター・真鍋博が数多く発表したエッセイやイラストレーションから、特に移動体に関するものを収集・分析し、真鍋の独特な移動体論について明らかにした。真鍋の描いた移動体の未来像の特徴を以下のように要約できる。

第一に、真鍋の描く未来像の底流には「遊び」が重要な鍵語としてあるため、真鍋の描く未来像を考察するためには、彼の未来観だけでなく遊び観についても把握する必要がある。真鍋の遊びに対する発言は、多様性や選択性を重んじ、単純な二項対立を無効化していく姿勢が貫かれており、彼の独特な未来思想とも共通している。

第二に、真鍋のエッセイやイラストレーションから見えてくる移動体の未来像は、ある一つの方向性を指し示すものではなく、既成概念にとらわれない多様な可能性を模索し、それを「視覚的シミュレーション」として提示する点に特徴がある。わたしたちはそのイメージに触れることで、未来の移動体に思いをはせ、そして社会的な認知が進む。科学技術の成果はこの社会的認知を土壌として開花するもとして捉えられている。真鍋はそれを「SF=アセスメント」と表現した。

イラストレーター・真鍋博の描いた移動体の未来像が今日において持つ意味は、その語られ描かれた内容自体ではなく、提示された未来像を眺めることで、私たちが否応なく想像力を刺激され発想を豊かにする点にある。いわば、これからの移動体やその先にある社会全体をよりよく構想するためのティップス集として、真鍋の描いた移動体の未来像は役立つものと期待される。

## 謝辞

本稿は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団ならびに公益財団法人日産財団からの研究助成を得て行った研究成果の一部である。記して謝意を表する。

## 註および参考文献

- 1) 当時、未来を描いたイラストレーションが数多く生み出された。真鍋のほか、小松崎茂の作品がよく知られる。堀江あき子『昭和少年SF大図鑑 昭和20~40年代僕らの未来予想図』、河出書房新社、2009年や、初見健一『昭和ちびっこ未来画報 ぼくらの21世紀』、青幻社、2012年を参照。その他、当時の未来都市イメージについては、五十嵐太郎・磯達雄『ぼくらが夢見た未来都市』、PHP研究所、2010年や、夏目房之介『マンガの未来都市 その希望と絶望』、建築雑誌、2000.1、

- pp. 20-23 が参考となる。また、未来ブームや未来学については次を参照。浜田和幸『未来ビジネスを読む 10年後を知るための知的技術』、光文社、2005。特に第一章「日本人と未来学」。片方善治編『高度情報化社会事典 21世紀の扉をひらく』、日本英語教育協会、1983の項目「未来学」も参照した (pp. 271-272)。なお、日本における未来学の史的評価は未だ十分には検証されておらず、今後の研究がまたれる。
- 2) 真鍋博・加藤秀俊・朝日新聞社『2001年の日本』、朝日新聞社、1969。
  - 3) 「未来都市なら真鍋博」といった認識を示す例として次を参照。「とりわけ一九六〇年代は、日本列島のどこもかしこもが、真鍋博のイラストレーション(刺青)で、埋め尽くされていたといっても大袈裟でない。これは、ほんとうだ。」草森紳一『記憶のちぎれ雲 我が半自伝』、本の雑誌社、2011、p. 6、「「二一世紀は日本の時代」といわれて、目も眩むような凄まじい近代工業社会が描かれました。高層ビルが建ち並ぶ中を空中高くの高速道路を車が飛び交う真鍋博のイラストが喜ばれたものです。」堺屋太一『団塊の世代「黄金の十年」が始まる』、文芸春秋、2005、p. 33、「当時は戦闘機なら小松崎、未来都市なら真鍋博という時代だった。」松岡正剛『松岡正剛千夜千冊 2: 猫と量子が見ている』、求竜堂、2006、p. 54。
  - 4) 本稿では移動体を、自動車や自転車、飛行機等々、移動するための乗り物全般の総称として用いている。なお、移動体を主題とした真鍋の著作として、真鍋『自転車讃歌 20キロ文明への憧れ』、ペリかん社、1973や、同『自動車じどうしゃ』、主婦と生活社、1971がある。
  - 5) 真鍋のエッセイのうち、移動体に言及する主立ったものとして、前掲書『2001年の日本』のほか、『絵でみる 20年後の日本』、日本生産性本部、1966、『未来行き列車に乗って』、文化出版局、1973のほか、歩くことに着目した文明論として、同『歩行文明』、PHP研究所、1974、同『WALK 遊々ウォーキング』、同文書院、1989が挙げられる。その他、『超発明』、講談社、1971、『ぼくの家庭革命』、文芸春秋、1971、『真鍋博の複眼人間論』、実業之日本社、1971、『ひとり旅教育』、文芸春秋、1971、『有人島—イラスト・エッセイ』、講談社、1972、『未来行列車に乗って』、文化出版局、1973、『たびたびの旅』、文芸春秋、1974、『思考の憶え描き』、早川書房、1976、『生き方発見の旅』、文芸春秋、1977、『イラストからの発想』、PHP研究所、1978、『アジア・オセアニアの旅』、文芸春秋、1979、などでも移動することや移動体についての言及がみられる。
  - 6) 真鍋「にぎやかな未来」、1978(前掲書『真鍋博の世界』、p. 53)
  - 7) 真鍋の経歴については、『真鍋博の世界』、池田 20世紀美術館、1996、『真鍋博展』図録、朝日新聞社、2004、『真鍋博回顧展』、愛媛県立美術館、2001などを参照した。
  - 8) 『美術手帖』4月号増刊「現代のイメージ」、美術出版社、1962
  - 9) 真鍋「夢か現実か? ニューヨーク世界博・日本館壁画作品」、1964。前掲書『真鍋博回顧展』、pp. 82-83。
  - 10) 森美術館監修『メタポリズムの未来都市』、新建築社、2011、p. 837
  - 11) 真鍋の文章に色濃くみられるダジャレ癖については批判もみられる。例えば、大野明男「未来教・教祖—真鍋博」、『教祖たち ヤング教実力者の虚実を斬る』、産報、1972、pp. 143-162を参照。
  - 12) 建築評論家・川添登は真鍋との親交が厚く様々な協働を行っている。「新しい東京の会」もその一例で、その主張はアサヒグラフ(1963. 5. 10)掲載の「首都づくりを考える: 新しい東京の会」(pp. 14-15)に詳しい。ただし、会の主張というより、会員各人が多様な主張を行っており、まとまりはない。その他、川添自身、『移動空間論』(1968)と題した著書がある。当時、総理府による「21世紀における日本の国土と国民生活の設計」(1968)の公募が開始され、未来予測がひとつのブームと化していた。本書は真鍋博と加藤秀俊、朝日新聞社の共同編集によるものであり、執筆陣として、丹下健三、水谷頌介、川添登、石原舜介、太田実、伊藤善市などが加わった。特に2001年の生活を予測する70のテーマ(都市交通、病院、図書館、遊園地など)それぞれに真鍋はイラストレーションを附しており、未来のイメージをより具体的に読者に伝える役割を演じている。
  - 13) 『未来学の提唱』の執筆陣は以下の通り。加藤秀俊、梅棹忠夫、林雄二郎、小松左京、多田道太郎、斉藤守弘、樋口謙一、石田英一郎、樋口敬二、時実利彦、坂井利之、森口繁一、菅谷重二、竹内照夫、渡辺一衛、香山健一、川添登。領域横断的な性格が明確に看取できる。
  - 14) 真鍋『絵でみる 20年後の日本』、日本生産性本部、1966、p. 159
  - 15) 真鍋、前掲書『真鍋博の複眼人間論』、p. 10
  - 16) 真鍋、前掲書『真鍋博の発想交差点』、p. 236
  - 17) 真鍋博『イラストからの発想』、PHP 研究所、1978、p. 253。また、別のエッセイでは、より多様なアイデアを生み出すための心得を以下のように述べている。「わたしの仕事はイラストレーター。といっても、“未来”を描くことをテーマとしている。となると、目の前の事物、風俗、流行をそのまま描くわけにはいかず、形も色もないものを、自由勝手に想像しなければならない。そのため、思考を拡張膨張、いや飛散させることが絵を描く前に必要だし、それが日課となっている。(中略) わたしの発想は、答えを一つにするのではなく、答えをいくつも出す、いや、いくつ出せるか、それが発想の大前提なのである。科学的、非科学的を問わないし、資料やデータも一切見ない。あくまで、発想幅の拡大が目的で、いかに多く答を出すかが発想法にもなっている」。真鍋「いかに多くの答えを出すか」、『独創知 アルカリ発想のすすめ』所収、講談社、1987、p. 56
  - 18) 真鍋「遊び車の思想を」、SD、1967年5月号、鹿島出版会、p. 57
  - 19) 同前。
  - 20) 真鍋、前掲書『真鍋博の複眼人間論』、pp. 56-58
  - 21) 真鍋、前掲書『ぼくの家庭革命』、pp. 151-168
  - 22) 真鍋、前掲書『有人島』、pp. 70-87
  - 23) 真鍋、前掲書『イラストからの発想』、pp. 2-3
  - 24) 同前。
  - 25) 註5参照。
  - 26) 表2のうち【2】【4】【6】【14】などの言及箇所。
  - 27) 表2のうち【1】【15】【16】などの言及箇所。
  - 28) 表2のうち【3】【8】【16】などの言及箇所。
  - 29) 真鍋『発想交差点』では、「イラストレーションというのは、新聞や雑誌などの印刷メディアにのせられるもの一つまり、社会的絵画なのだから、いつも社会と密着していなければならない」と述べられている(実業之日本社、1981、p. 2)。次の論考も参照。草森紳一「真鍋博の描く未来像(未来学)考—虎の尾をふむ、さくさくたれば吉なり」、SD、鹿島出版会、1967. 1、pp. 100-101 pp. 160-161
  - 30) 真鍋、前掲書『イラストからの発想』、pp. 74-75
  - 31) 同上、p. 79
  - 32) 真鍋は、前掲書『発想交差点』、p. 139
  - 33) 真鍋、前掲書『イラストからの発想』、p. 79
  - 34) 雑誌『少年キング』(少年画報社)のグラフィア特集。「真鍋博の未来世界」(1970. 1. 1)ならびに「真鍋博のイラストで見る自動車の歴史」(1971. 11. 14)と題して掲載されている。
  - 35) 真鍋、前掲書、『自転車讃歌』
  - 36) 真鍋、前掲書、『自動車じどうしゃ』。なお、掲載イラストは、雑誌『少年キング』の「自動車の歴史」と重複している。
  - 37) 月刊誌『自動車と整備』、整研出版社、1968. 1-12。
  - 38) 前掲書『絵でみる 20年後の日本』の冒頭にて次のように説明されている。「未来像は、想像力によってつくられる。想像は空想ではない。「科学」によって裏打ちされた思考である。この本は、その意味では想像力だけの産物ではなく、画家として未来を描いては第一人者といわれる真鍋博氏自身の大胆な「空想」を盛り込んだ未来図である。」(p. 1)
  - 39) 典型的な未来都市像を描きつつ、真鍋は、そこに抽象化された人間や太陽を配することで、彼独特の未来都市像を提示している。人物はどれをとっても同じような表情をしているし、必ずしも表情豊かとはいえない。なぜか髭を生やしている太陽も笑顔で輝いているが、これにしても判で押したような表現となっている。
  - 40) そうした傾向がより直截的に表現されるのが子ども向けの未来画であり、たとえば、ここでは花や動物、魚といった異なる生き物が、人間との境をあいまいにしながら展開する未来図が描かれている。主立った例に、雑誌『こどもとしぜん』(ひかりのくに)、1968年4~12月にわたり掲載された「みらいの〇〇」シリーズが挙げられる。「みらいのどうぶつえん」、「みらいのゆうえんち」、「みらいのうみ」、「みらいのかわ」、「みらいのうちゅう」、「みらいのうじょう」、「みらいのいえ」、「みらいのりもの」といった題材が描かれている。
  - 41) 真鍋、前掲書『絵でみる 20年後の日本』、pp. 160-161。

# インターネットを利用した個人情報回収フォーム管理運用システムの開発 インターネット出願フォームの構築と運用

## Development of Web applications for managing by recovering personal information Construction and utilization of the Internet application Entry Form

廣瀬 伸行\*  
Nobuyuki HIROSE

I tried to make a Web application to try. The purpose of this Web application, something to use to accept the personal information of anyone on the Internet. First of all, in order to investigate the problem of paperwork and procedures, I'm going to use this Web application.

In other words, it is in the stage of prototype applications now. Therefore, I want you to forgive to be a published report that summarizes what was in preparation for operational testing to implement future, the mechanism of the application this time.

*keywords : Information processing, Web application, Graphical user interface.*

情報処理, Web アプリケーション, グラフィカルユーザーインターフェイス

### 1. はじめに

手続きや事務処理の業務フローに新しい窓口システムを導入するとき、特に既存の窓口と併用する場合は業務フローが複雑化して、処理の効率、正確性が劣化してしまうことがある。事前に既存の処理業務と新しいシステムによる処理業務の再構築と統合、及びそれに伴う、新しい課題やその対応策を明確にしてシミュレーションを実施しておく必要がある。

本研究の目的は、アプリケーションの機能のみでなく、既存の業務フローとインターネット受付の業務フローの統合再構築を行い、業務の効率化までを含めて導入できるシステムの開発にある。そこで、事前のシミュレーションと試験運用から課題と対策を明らかにするため、アプリケーションとしてインターネット受付用 Web サイト(以下、ネット受付サイト)を試作した。

現在の研究段階は、このネット受付サイトの主要機能の試作を終えた段階であり、今後、完成度を高めながら、業務フローの組み込み検討とシミュレーションを実施していく段階にある。そこで本論文では、試作したネット受付サイトの概要をまとめつつ、各機能に期待した効果と、既存の業務フローへの統合プランを報告する。

### 2. 業務フローの比較

ネット受付サイトを試作した目的は、仕様検討の他、以下に示した愛知産業大学通信教育部と同短期大学(以下、通教部)における既存の志願書受付のプロセスとネット受付サイトのプロセスの統合検証にある。そこで、既存のプロセスとネット受付サイトのプロセスを示す。

#### 2-1. 通教部における既存のプロセス(概略)

1. 郵送による志願書の受け付け
2. 志願書情報の確認、不備修正依頼、受理通知
3. 志願書の内容を入試システムへデータ入力
4. 入力データの確認
5. 審査・選考
6. 結果通知
7. 教務システムへのデータ移動

#### 2-2. ネット受付サイトの想定プロセス(概略)

1. ネット受付サイトで情報確認、不備修正依頼
2. 郵送が必要な書類の確認
3. ネット受付サイトから入試システムへデータ移動
4. 審査・選考
5. 結果通知
6. 教務システムへのデータ移動

\*愛知産業大学通信教育部造形学部デザイン学科 講師・認科修 Assist.Prof.,Dept. of Design,School of Distance Learning,Aichi Sangyo Univ.,Master of Cognitive Science

2-2の2. 郵送書類の存在は、卒業証明などの書類があるため必要となる。

2-1と2-2に見られる作業内容が相似するプロセスを統合した新しい業務フローを検討した結果を図1に示す。

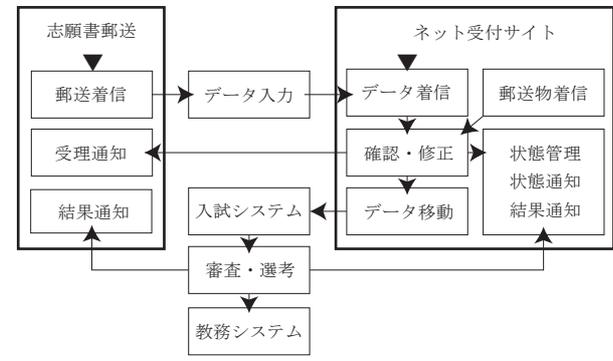


図1 新しい業務フロー案

図1に示した新しい業務フロー案は、志願書を郵送された場合とネット受付サイトからの志願両方に関わる業務フローの概略全体を示したものである。つまり、志願書を郵送された場合のフローを、着信後すぐにネット受付サイトにデータ入力することで、その後のフローを統合する案である。

郵送の場合、郵送で受理通知を返送と結果を通知するプロセスが残る。ネット受付サイトで志願された場合、確認状況、修正依頼状況、郵送物の着信状況、選考状況、結果通知まで同サイト上で管理と同時に確認できる。

なお、業務フローを一本化することに重視する場合は、ネット受付の場合も同様に受理、結果通知を郵送することも考えられる。

### 3. ネット受付サイトに期待される効果

ここで、業務フローの再構築と並行して、ネット受付サイトに必要となる仕様を検討した。以下、通教部の志願書処理を担当する職員へのヒアリングから得られた期待する効果を優先順に示した。

#### 3-1. データ入力作業量の削減

毎回の志願書処理業務において、データ入力作業が最も負担の大きい作業である。これに対し、Webアプリケーションを通して志願者が入力するデータを利用することができれば、この作業量の削減に期待できる。

#### 3-2. 入力支援機能による不備内容の減少

記載間違いや未記入などがある場合、不備を解消するための依頼連絡、確認対応の負担が多い。そこで、コンピュータによる入力支援を活用し、入力支援機能によって、不備そのものの減少に期待できる。

#### 3-3. 不備内容の連絡、確認、解消プロセスの効率化

不備があった場合に、必要となる負担は、連絡を取り

あう過程に生じる。既存では郵送、電話、メール等が利用されているが、郵送は確実だが時間を要する。社会人相手の電話は、時間とタイミングを図るのが困難である。メールは、前者の問題を克服するが、結局のところ複数の媒体を利用することで、連絡の一元化ができない。そこで、ネット受付サイト上での不備解消連絡と確認を実現することで、ネット受付の場合は連絡の履歴等を残すことで連絡管理の一元化ができ、スムーズな不備の解消に期待できる。

#### 3-4. 選考状況確認連絡の解消

企業が行う通信講座、極限まで効率化された通信販売に触れた現代社会人は本学の通教部にもそれらと同等なスピード感覚を求める。

通教部のように、会議体において審査され入学が許可される状況においてはスピードアップの限界がある。そのため、その間にさえ志願者から状況確認を求める連絡が相次ぐ結果となっている。この対応負担も相当ある。受付後の状況、入金確認、選考状況を管理する側だけでなく、ネット受付サイトにて志願者も同時に確認できる機能を提供することで、確認連絡の減少に期待できる。

以上が担当職員へのヒアリングから導かれた期待する効果である。なお、志願者へのヒアリングは、今後の課題としている。

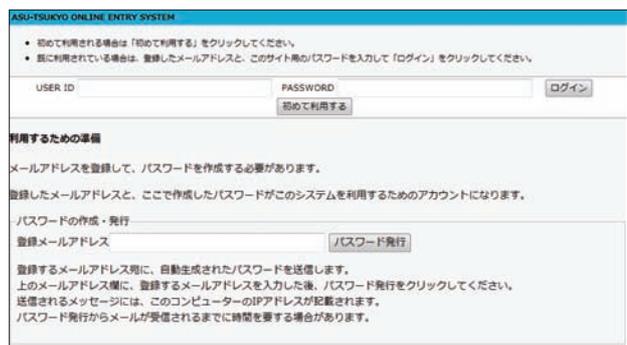
### 4. ネット受付サイトの仕様・機能概要

ネット受付サイトは、インターネットブラウザから利用できる。このネット受付サイトは、二つの側面から構成される。「1. 志願者用画面」と「2. 管理者用画面」である。以下に各側面で提供される機能を示す。

#### 4-1. 志願者用画面

志願者が利用する機能が提供される。

1. 利用者アカウント作成
2. 利用者アカウント認証
3. メール通知（パスワードのみ通知）
4. 志願情報の入力、一時保存、提出
5. 入力支援
6. 受付状況、結果通知



画面1 利用者アカウントの作成画面

画面1「利用者アカウント」関連機能は、志願者がネット受付サイトを利用するために必要となる。利用者アカウントの作成は、有効なメールアドレスを登録することで完了する。登録したアカウントに対するパスワードが登録したメールアドレス宛てに送信され、メールアドレスとそのパスワードによって、利用者を認証する。「メール通知」機能は、パスワードの通知のほか、アカウントのメールアドレス宛てに受付状況の変化、修正依頼、結果通知等を送信する予定。



画面2 志願情報の入力画面

画面2「志願情報の入力」関連機能は、管理者画面側であらかじめ作成された受付フォームが表示されている。ある程度の入力項目ごとに分割した範囲をフィールドセットと呼び、フィールドセットごとに「次へ」「戻る」ボタンを操作することで一時保存する。



画面3 入力支援

画面3「入力支援」関連機能は、住所やカレンダー等の入力を補完するほか、入力値が設定された条件に合わない場合に警告を表示したり、最終的提出を制限するなどの設定ができる。

画面4「受付状況、結果通知」機能は、管理用に作成したフィールドセットを、表示編集権限の設定によって志願者に対して ReadOnly で表示している。したがって、

表示項目は、管理画面側で編集できる。メール通知機能付きのフォーム設定の作成が完了することで、本来の機能を発揮する予定。



画面4 受付状況、結果通知

#### 4-2. 管理者用画面

管理者が利用する機能が提供される。( )内は、試作段階の現状である。

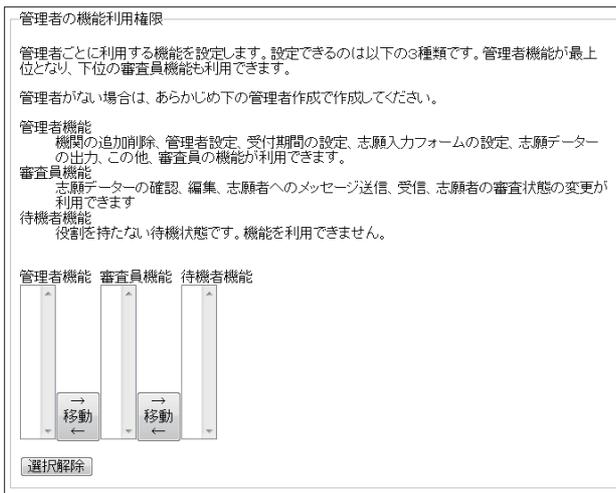
1. 受付利用組織の作成と管理 (確認のみ)
2. 担当者アカウントの作成と管理 (未作成)
3. 担当者アカウントの役割設定 (未作成)
4. 受付フォームの作成と更新
  - 4-1. 受付開始、終了日の設定
  - 4-2. 入力項目の作成、編集
  - 4-3. 入力値候補の設定
  - 4-4. 入力値制限、条件処理設定
  - 4-5. 条件処理による値更新
  - 4-6. 条件処理による警告表示
  - 4-7. 郵便番号から住所補完
  - 4-8. 受付フォームのCSSカスタマイズ
5. 受付フォームの複製
6. 受付データ CSV 出力の出力条件・出力列設定
7. 受付データ CSV 出力
8. CSV 入力による受付データ追加更新の列設定
9. CSV 入力による受付データ追加更新
10. 志願データの管理



画面5 受付利用組織の設定

画面5「受付利用組織」関連機能では、通教部の大学、短大を一元化して管理することも、大学、短大別に管理することもできる。識別子を登録することで、組織別の

フォームリストを直接表示させることも可能。

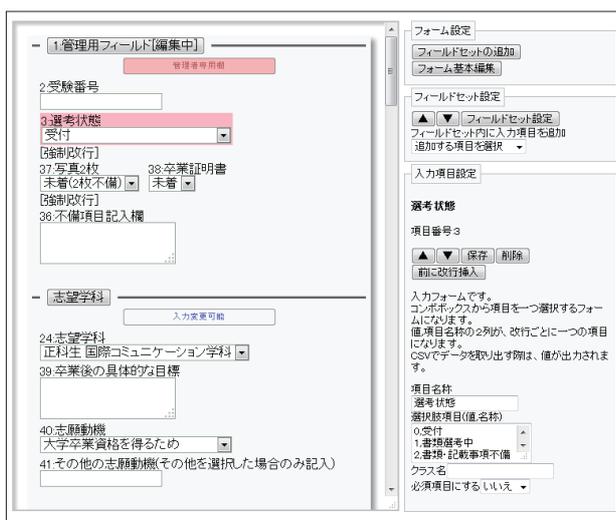


画面 6 担当者アカウント設定

画面 6「担当者アカウント」関連機能は、組織作成者が担当者のメールアドレスを登録しておくことで、担当者にパスワードを発行する。担当者アカウントは、役割別に利用できる機能を設定する。試作段階で未完成である。



画面 7 受付フォーム編集リスト

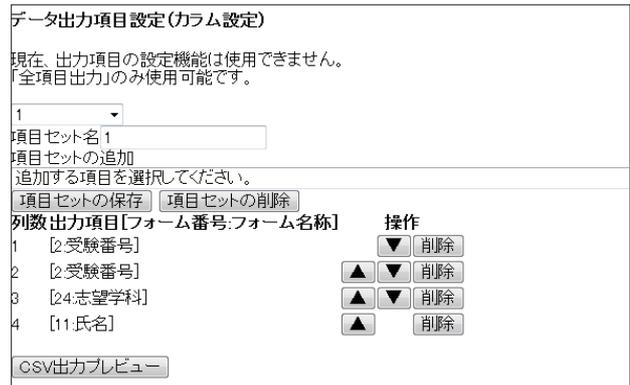


画面 8 受付フォーム入力項目設定

画面 7、画面 8「受付フォーム」関連機能では、受付フォームを組織別に複数作成することができる。受付フォーム

内には、必要な入力項目を作成する必要がある。文字列、複数行文字列、数値入力、選択肢、カレンダー、住所（検索補完機能付き）、ファイル添付（未作成）などの入力項目と、画面上に表示する説明文や見出しなどを表示する表示項目で構成する。志願者の入力ミスや入力作業の支援を実現するため、条件設定、警告メッセージ、補完機能などもこの画面内で設定する。

さらに、フォームごとに CSS のカスタマイズを可能としたため、レイアウト、配色、飾りなどの変更が可能。



画面 9 受付データ CSV 出力

画面 9「受付データ CSV 出力」関連機能では、出力する条件設定、出力する列を設定する。出力列の設定は目的別に保存しておくことが可能。

一方、「CSV 入力による受付データ追加更新」関連機能では、CSV データの入力によって、新しい志願者のデータ入力と、保存されているデータの更新を可能とする。

志願者データ(昇順)									
エントリー番号	受験番号	選考状況	不備項目記入欄	氏名	入力-更新	エントリー-日付	更新日	操作	
1	00000	[1=書類選考中]				2013-08-18 11:21:03	2013-12-26 12:13:57	[データ入力]	[エントリー-削除]
6	00002	[2=入学選考会議審議中]				2013-08-18 14:25:50	2013-12-04 17:30:11	[データ入力]	[エントリー-削除]
7		[0=受付]				2013-08-18 14:26:33	2013-08-18 14:26:33	[データ入力]	[エントリー-削除]
8		[0=受付]				2013-08-18 14:28:27	2013-12-23 10:54:15	[データ入力]	[エントリー-削除]
9		[0=受付]				2013-08-18 14:28:43	2013-08-18 14:28:43	[データ入力]	[エントリー-削除]
10	44444	[2=入学選考会議審議中]				2013-08-18 16:22:25	2013-08-30 18:05:51	[データ入力]	[エントリー-削除]
11		[0=受付]				2013-08-31 15:45:47	2013-08-31 15:45:47	[データ入力]	[エントリー-削除]
12		[0=受付]				2013-11-26 21:13:51	2013-11-27 09:03:41	[データ入力]	[エントリー-削除]
13		[0=受付]	●●が不備です。2		mailcom	2013-11-27 09:06:00	2014-01-30 14:52:50	[データ入力]	[エントリー-削除]
14		[1=書類選考中]				2013-12-27 14:31:51	2013-12-27 14:52:53	[データ入力]	[エントリー-削除]
15		[0=受付]				2014-01-28 08:56:34	2014-01-28 08:56:34	[データ入力]	[エントリー-削除]

画面 10 志願データの管理

画面 10「志願データの管理」関連機能は、入力済みの志願者データの確認、修正、修正依頼、受付状態の変更、結果通知を行う。リストの表示列は変更可能。郵送で受け付けをした志願書のデータ入力は、この画面から新規作成をして行う。

## 5. データ運用

### 5-1. 志願者情報の扱い

一つの志願者アカウントは、フォームごとに一つのエントリーを持つことができる。志願者から入力された情報は、フォームごとのエントリーに紐付けされ、フォーム内の入力項目は、エントリーに紐付けされる。これを図2に示した。

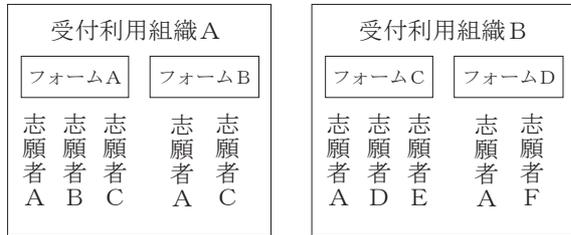


図2 データ構成

個人情報の利用範囲の制限によって現在はフォーム間、受付利用組織間において、入力されたデータの共有、移動はできない。

また、現在未完成であるが受付利用組織別に設定する文字列によって情報を個別に暗号化する機能の追加を予定している。

試験運用においては、入力された個人情報は、該当募集期間の募集に関する業務終了時ごとに削除する。

### 5-2. 入試システムへのデータ移動方法

図1における既存の入試システムへの「データ移動」において、画面9の受付データ CSV 出力機能を利用するものの、そのまま既存の入試システムで受け入れられる形式にはなっていない。既存の入試システムへのデータ移動に特化させていないからである。仕様として、様々なシステムに合わせて、CSV データを加工して利用する事を前提としたためである。通教部の試験運用においては、Microsoft 社の Access を使用して、CSV データを、既存の入試システムに合わせた形に加工してデータ移動を行う。

## 6. 今後の予定

### 6-1. 内部試験運用

4月募集入学志願者のデータを通教部事務系ネットワークに限定した範囲で、試験運用を行う。この試験運用では、図1に示した新しい業務フローにおける、志願書郵送からのプロセスをシミュレートすることに期待できる。この結果は担当職員からヒアリングし、業務フロー、仕様、機能の検証と改善を実施する。

### 6-2. 公開試験運用

先に述べた通り、現状志願者からの意見は取り入れていない。志願者側から見たネット出願のメリットを探るためにも、志願者へのヒアリングは必要である。そこで、10月募集で実際に公開運用を行う。この試験運用では、

図1に示した新しい業務フローにおけるネット受付サイトからのデータ着信と志願書郵送からの両方からの同時プロセスをシミュレートすることに期待できる。

この結果は担当職員とネット受付サイトを利用した志願者へのヒアリング調査を実施する。ヒアリング調査の結果を検証して必要な改善と新しいメリットの抽出を行う。

### 6-3. 本運用に向けて

内部試験運用は、業務フローの完成を目的とし、公開試験運用では、利用者側のフローの検証とメリットの抽出が目的となる。これらの結果を受けて、さらなる改善を行う。

### 6-4. 本運用後の展望、個人情報の共有と活用

5-1の項目で述べたように現状は、フォームごとにのみ個人情報を保有し、期間が過ぎれば削除する運用であるが、個人情報の利用範囲を拡げて整備できた場合、次の可能性に広がる。志願者アカウントに、個人情報及び学修実績などの情報を永続的に保管する事が可能になると、例えば、通教部で科目等履修を繰り返す際、都度の志願時の入力の手間を軽減でき。数クリックで志願完了。一定の単位数を修めた場合は、蓄積された学修実績と個人情報を照合して、条件に合う編入学用のフォームを自動的に提示。趣味、目的、希望進路などから、条件に合うお薦めの学修進路を自動的に提案することにもつながる(図3)。

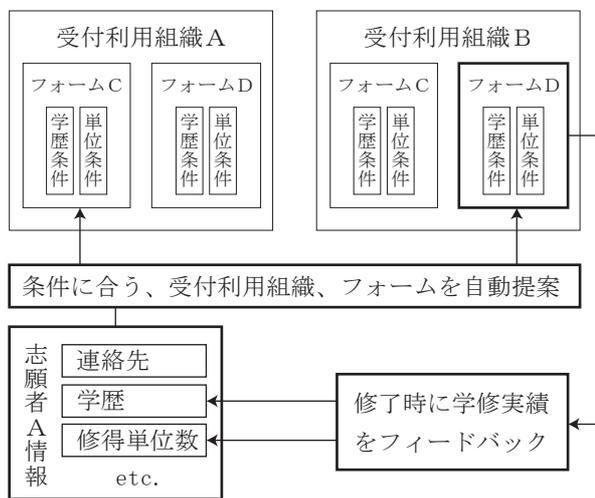


図3 個人情報の共有化と自動提案の仕組み

### 参考文献

- 1) GAKUEN EX 入学選考業務フロー 通信教育部作成

### 協力者

- 1) 運用試験ネットワーク設定  
愛知産業大学 IT サポート室 蜂須賀仁志
- 2) 操作テスト、サンプルフォーム作成、機能検証、業務フロー検証  
愛知産業大学通信教育部 鈴木康弘



# 通信教育におけるデッサン基礎学習のための指導法と e ラーニング教材の活用

A teaching method and utilizing an e-learning materials for learning of basic drawing for correspondence education.

山口雅英\*

Masahide YAMAGUCHI

**Keywords :** *correspondence education, drawing, e-learning, teaching method, phased learning.*

通信教育, デッサン, e-ラーニング, 指導法, 段階的学習

## 1. はじめに

本稿では、通信制大学におけるデッサン自宅学習の指導法の構築とその指導法に即したeラーニング教材の開発についての筆者の取り組みについて述べる。

筆者の勤務する愛知産業大学通信教育部（以下本学）では入学に際して実技試験を課していないため、入学してくる学生のほとんどはデッサンを学習した経験がない。本学で筆者が担当する「デッサン基礎Ⅰ」（以下、本科目）は通信科目、すなわち教員から直接指導を受けられない状態でひとりで学習に取り組む形態の科目である。本科目の対象は1年次生。入学して最初に取り組む造形の基礎学習であり、本学が有する建築、デザイン両学科の共通科目として位置づけられている。本科目の目的は、正確な観察に基づき対象を再現的に描写するデッサン技法を学ぶことである。

本科目では、それまで全くデッサンを学んだ経験のない学生が直接指導を受けられない状況の中、ひとりで学習に取り組んでいかなければならない。こうした学習状況において学習がより効果的に行われ、高い成果を得るためには独自の指導法の構築とその指導内容を適切に行うための教材開発が必要となる。

本科目の学習内容は大きく前半と後半に分かれている。実在の対象を観察し描写する、いわゆる通常のデッサン課題に取り組むのは後半となる。前半では、後半でのデッサン制作に臨むための前段階として観察と表現の基礎的な技術と知識を習得することが学習の中心課題となる。本稿で紹介するのはこの前半の学習の指導法に関するものである。

## 2. 学習内容設定の基本方針

通信科目の学習においては、学生自身が自分の学習成果を容易に適切に評価できるようにしておくことが重要である。そのためには通信授業という特殊な環境での学習にふさわしい学習活動の目的、方法、取り組み内容、到達目標を適切に設定しておく必要がある。またそれらの学習の諸活動が科目の到達目標にたいしてどのように位置づけられているのか、相互にどのように関連しているのかを明確に理解できるよう課題構成に配慮しなければならない。このことを実現するために筆者の指導法ではふたつの方策を用意した。

方策のひとつめは、本科目ではデッサン制作で必要となる様々な知識、技術、考え方を個別の学習課題として分けて取り組む「段階的学習」。方策のふたつめは「動画教材」を中心とした「eラーニング教材の活用」である。次項以降でこれらの内容について具体的に紹介する。

## 3. 段階的学習

デッサンは様々な知識や技術を計画的に、あるいは臨機応変に活用していく活動である。指導者との対面学習においては実際のデッサン制作の中で包括的に指導していくことも可能である。しかし通信科目の場合はそれができない。そこで本科目においては、デッサン制作の前段階の練習として、デッサンに必要な技術、知識について、個別の学習項目に分け段階的に取りまわせることにした。こうすることで学生はデッサンに必要な技術や知識にはどのようなものがあるのか整理して理解することができる。学習の目的や学習の到達目標もわかりやすいものとなり、自己評価もしやすくなるを考える。

あくまで初心者を対象としたものであるため、取り組

\*愛知産業大学通信教育部造形学部デザイン学科 准教授・修士(教育)

Associate Prof., Dept. of Design, school of Distance Learning, Aichi Sangyo Univ., M. Ed.

み課題は初歩的なデッサン制作に必要となる最低限なものにとどめた。それが以下の4つの項目である。

- ・直線の練習
- ・面の練習
- ・形、位置関係の観察の練習
- ・明暗の表現と観察の練習

そしてこれらの学習の仕上げとして最後に「画像デッサン」に取り組む。

### 3.1 直線の練習

最初に取り組む課題は直線の練習である(図1)。直線が描けることはデッサンの基本中の基本である。直線は形体の描写のみならず、位置関係などの観察、測量の結果を画面に記すためにも用いられる。もし直線をきちんと引くことができなければ形体も位置関係も正確に描写することはできない。

身体の構造上、特に意識せず腕を動かすと関節を中心としたヒンジ運動となる。真っ直ぐに線を引くためには手先だけでなく肘、肩、腰といった体の各部位をかなり意識して適切に調整させて動かさなければならない。学生は動画教材を使って、鉛筆の持ち方、体の使い方のポイントを学習しながら図1の練習課題に取り組む。

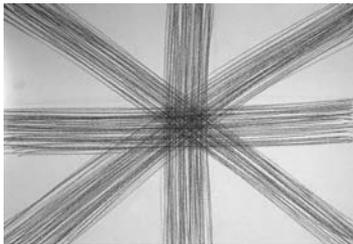


図1 学生作品「直線の練習」

### 3.2 面の練習

二番目に取り組むのが面表現である。対象を立体的に表現するための考え方や手法を学習する。立体的に表現するという事はモチーフを構成する各面がどちらの方向にどれだけの距離広がっているのかを表すことである。

初心者にはこの原理を理解させるには「方眼紙」を例に説明するのが有効である。方眼紙を正面から見ると、罫線は等間隔に並び、縦横の罫線は直角に交わって見える。では方眼紙を斜めから見るとどうなるか、更にその角度を変化させるとどうなるか。観察者に対する方眼紙の傾き具合が変化することによって罫線の間隔や縦横の罫線の交わる角度が変化することがわかる。更に方眼紙を円柱状に丸めると、縦の罫線は端にいくほど間隔が狭くなり、横の罫線は面の曲がり具合に応じて曲線になって見えることがわかる。この作用を利用し、鉛筆で描画する際モチーフの表面に方眼を想定し、鉛筆のタッチの間隔、角度の目安とすることで、様々な面の方向が暗示できる

ことを理解させる。その後平面(図2)と曲面(図3)の描写の練習を通して立体表現の原理を実際に確認していく。

この演習ではモチーフを用いない。モチーフを設定しないほうが観察にまつわる様々な問題に煩わされることがなく、この原理の理解と確認に意識を集中させることができるからである。

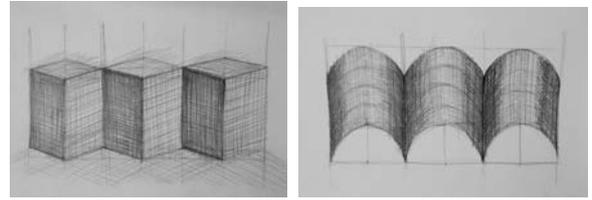


図2 学生作品「平面の表現」 図3 学生作品「曲面の表現」

デッサンにおいては必ずしも、対象をしっかり見さえすれば描画の仕方がわかっていくというわけではない。デッサンにおける観察の目的は単に対象の状態を把握するだけではない。自分の持っている技術や知識をどのように活用すべきかということ、すなわち制作の仕方を構想する活動でもある。描く技術は観察する技術と密接な関係をもっている。観察技術の向上が表現技術の向上を促すと同時に表現技術の向上が観察技術を向上させるという側面もある。初心者においては、成果の確認しやすく取り組みやすい表現技術のほうを先に学習させ、その後で観察技術の学習に臨むことが効率的であると考えられる。

また観察技術の学習も二段階に分ける。三次元の対象の観察は高度な技術が必要となるため、その前段階として二次元の対象を使ってデッサンにおける観察、測量の基本を習得させるようにした。通常のデッサン学習では比較的早い段階から三次元の対象を使用したデッサンに取り組むことも少なくないが、本科目では敢えて前半では行わず、後半での取り組み課題としている。

### 3.3 形、位置関係の観察の練習

次に形体や位置関係の観察について学習する。ここでも実在のモチーフは使わない。図4の図版を壁に掲示し、これを観察し画用紙にできるだけ正確に写すようにする。ここには陰影や立体感といった要素は一切ない。純粹に形体や位置関係の観察、計測に集中させるためである。計測の考え方、計測における用具の使用方法については動画教材で学習する。

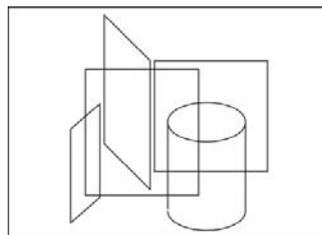


図4 モチーフ図版

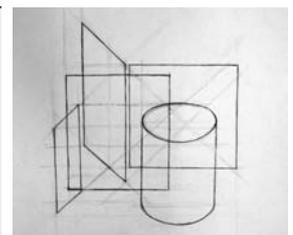


図5 学生作品

### 3.4 明暗の表現と観察の練習

この課題は3H、2H、H、HB、B、2B、3Bの6種類の鉛筆を使用し(図6横方向)、それぞれの鉛筆のもっとも暗い調子と明るい調子およびその中間2段階の計4段階(図6縦方向)で表現する練習である。

初心者は鉛筆からどれだけ幅広い明暗調子を表現できるのかを理解していない。そのため例えば実在のモチーフにかなり暗い調子の影があったとしても、その暗さに対応する鉛筆の調子をイメージすることができない。明るい部分についても同様である。鉛筆の幅広い明暗調子を経験させることで、モチーフの中の様々な明暗の調子に対応する鉛筆の調子をイメージすることができ、適切な観察、描写が可能となるのである。

また初心者は明暗調子を観察する際、その観察の範囲が局部に留まり、他の部分との比較の中で正しい調子を判断するということがうまくできない。この課題では決められたマスの数の中で明度を均等に变化させていかなければならないために学生は他の調子と比較しながらそれぞれマスの適切な調子を判断し描いていくことになる。実際のデッサンでの明暗観察で応用できる学習内容となるのである。

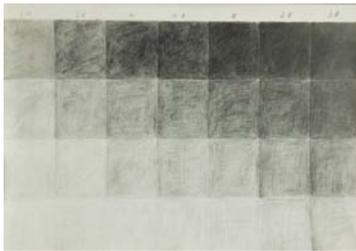


図6 学生作品

### 3.5 画像デッサン

実在のモチーフを使ったデッサン制作の前段階として、平面の画像(図7)のデッサンに取り組みさせる。それまでの学習の集大成として位置づける課題である。この作品を通じ学生自身がそれまで取り組んできたひとつひとつの学習の成果を自己評価することを目的とする。

学生がここまでの学習の成果を自己評価するためには、自分の描いたモチーフを実在のモチーフと比較する中で、配置、形体、明暗などが適切に観察し表現できているかどうかということ判断していくことになる。しかしここにひとつ問題がある。

デッサンで求められる観察とは三次元空間の中にある立体物を平面である紙面に描き写す、つまり二次元の透視図法的秩序の中に落とし込むための観察が求められる。すなわち固定された一点からの単眼による観察である。この見方が正しく習得されていないと描いたモチーフと実在のモチーフを正確に比較することができない。そこでここではそのような観察の仕方がまだうまくできない

学生でも作品とモチーフの比較が容易にできるように、平面の画像を対象としたデッサンに取り組みさせるという方法をとっている。

円柱の上面の観察を例に上げる。正円である円柱の上面は斜めから観察することで楕円に見える。この見かけの楕円の上下、左右の比率が正確に表現できているかどうかモチーフと比べる場合、モチーフが実在の円柱だと、見る角度が少し変わるだけでその比率が違って見えどれが正解なのかがわかりにくい。しかし平面の画像であるなら、楕円形は固定されており多少見る角度が異なっても比率はほぼ変化することがないため観察しやす。また必要に応じて計測棒や定規等を画像に直接当てて確認することもできるのである。

明暗の調子を比べる場合も同様のことが言える。実在のモチーフの影は観察の対象としては極めて不安定なものである。見る角度や状況あるいは観察時の意識が変わると明るさの印象も異なって感じられてしまう。しかし平面の画像においては影はインクによって着色された色面であるため、同じく鉛筆によって着色された色面と比較することが容易になるのである。

固定された一点からの単眼による観察の仕方については本科目の後半で実在のモチーフを使ったデッサンを通じて学ぶこととなる。科目の前半で様々な技術、知識を習得しているの、後半ではこのデッサン特有の観察法の習得に集中することができる。



図7 モチーフ画像

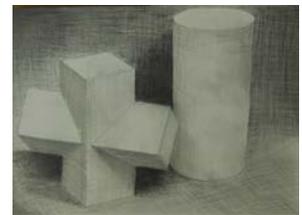


図8 学生作品

## 4. eラーニング教材の活用

本科目の学習はすべてを「ASU通行オンラインeラーニング」で配信する教材を使って行われる。「ASU通行オンラインeラーニング」とはeラーニングを提供するために本学が開設している在学生専用サイトで、Moodleをプラットフォームとして制作したものである。

動画は本科目において中心となる教材である。用具の使い方、制作の進め方等デッサンでは言葉や図版だけでは説明しにくい内容が多い。各学習活動における課題の内容、活動の仕方をわかりやすく説明したり、到達目標についての理解を促す上で動画教材は極めて有効である。

対面授業では教員が実演してみせることができる。しかし、学生の要望に応じて何度も繰り返されることはない。その点動画であれば必要に応じていつでも何度でも視聴することができる。実際には長時間となる実演も動

画なら編集してコンパクトにまとめて効率的に視聴させることも可能である。動画教材を適切に活用すれば、対面授業による実演以上の教育効果を得られるのである。

面接科目ではある学生の活動を他の学生に対し参考として示すことが簡単にできるが、eラーニングを活用することで、自宅で一人で学習に取り組む学生に対し、これと同等の働きかけをすることが可能となるのである。

筆者は本科目の学習指導教材として次の15本の動画を制作し「ASU通行オンラインeラーニング」で配信している。動画教材の内容は次のとおり。

- ・デッサンの用具
- ・鉛筆の削り方
- ・鉛筆の持ち方、使い方
- ・鉛筆の使い分け-効果による使い分け-
- ・鉛筆の使い分け-制作プロセスの中での使い分け-
- ・直線の練習
- ・面表現の原理
- ・予備練習 直線を重ね面にする
- ・予備練習 疎密で曲面を表現する
- ・デッサンの姿勢
- ・立方体の形の取り方
- ・円柱の形の取り方
- ・明暗の観察の仕方
- ・グレースケールの作り方
- ・デッサンの制作プロセス

動画配信の他に、eラーニングの利点がある。教員からの情報を逐一配信、更新していけることである。学生から提出された課題作品の中で効果的だと思うものについては直ぐに参考作品として掲示し受講生に閲覧させることができる。また添削の中で気づいた点、例えば多くの学生に共通する問題点といったようなことを直ぐにフィードバックできるのもeラーニングの利点である。

## 6. この指導方法の有効性

この指導方法の有効性について紹介する。これまで述べてきたように、この指導方法の特徴は段階的な学習方法にある。これにより学生はデッサンに必要な技術、知識のひとつひとつを着実に習得させていくことができる。また制作した課題作品のひとつひとつは個々の学習の振り返りの資料としても活用することで期待される。「4」で述べた画像デッサンはそれ以前の学習内容で習得した技術、知識のみで描けるものにしてある。また課題作品の評価にあたっては、それまでの個々の学習がきちんと習得され活かされているかどうかということのみを評価基準とする。これにより、作品が不合格であった場合、再提出するにあたり何に留意して制作すれば改善されるか

という指示を明確に示すことができる、それがこの指導法の最大の有効性である。

図9はある学生の「画像デッサン」の初回提出作品である。前述の評価基準に照らし、学習の成果としては十分ではないと判断したため不合格にした。再提出にあたっての指示内容は次の3つのみである。

- ①面を表現するための方眼の考え方が活かされていない。課題1の学習内容を振り返ること。
- ②明暗の観察が不十分、動画「明暗の観察の仕方」の内容を今一度確認すること。
- ③全体の明暗のバランスを調整するために、モチーフの画像と作品を並べて観察すること。

この指示に従って再提出された作品が図10である。作品は指示内容が反映され顕著な改善が見られた。

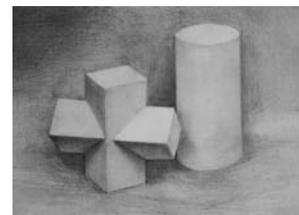
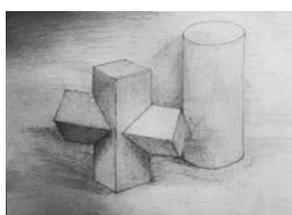


図9 学生作品（初回提出） 図10 学生作品（再提出）

## 7. まとめ

「6」で紹介したのは本稿で述べてきた指導方法が有効に行われた典型的な事例の一つである。他にも同様の成果を上げた学生は少なくない。しかし、思うような改善が見られない学生がいるのも事実である。

また「直線の練習」「面の練習」「形、位置関係の観察の練習」「明暗の表現と観察の練習」までの学習が順調に進んでいるにもかかわらず、「画像デッサン」でそれらの学習成果が反映されていないケースもあり、その要因を探っていかなければならないと考える。「6」で紹介した事例もそれに該当する。初回提出(図9)の段階でそれまでの学習の成果が十分に活かされていない状態であった。「画像デッサン」における指導方法については特に改善の必要があると考えている。

ここに本稿で述べた指導方法は2013年4月の開始から1年が経過したが、その間に記録した作品のデータの検証し、また受講中、受講後の学生との対面機会を設け聞き取り調査を行い、これらを基に教材を改善していきたいと考える。

### 参考文献

- 1) 杉山久美子「視覚芸術の心理学」誠信書房
- 2) 森敏昭、井上毅、松井孝雄「グラフィック認知心理学」サイエンス社
- 3) 岩田誠「見る脳・描く脳 絵画のニューロサイエンス」東京大学出版

# 街頭募金詐欺事件

## Fall „Spendenbetrug auf der Straße“

横瀬 浩司\*  
Koji YOKOSE

**Keywords :** Fall „Spendenbetrug auf der Straße“, Neue Entwicklung der Konkurrenzlehre  
街頭募金詐欺事件、包括一罪論の新動向

### 1. はじめに

街頭募金の名の下に通行人から現金をだまし取ろうと企てた者が、約二か月間にわたり、事情を知らない多数の募金活動員を通行人の多い複数の場所に配置し、募金の趣旨を立看板で掲示させるとともに、募金箱を持たせて寄付を勧誘する発言を連呼させ、これに応じた通行人から現金をだまし取ったという街頭募金詐欺について、詐欺罪が成立することは異論がない。問題となるのは、このような街頭募金詐欺による罪数をどのように考えるかである。すなわち、一罪と考えるか数罪と考えるかという罪数論が問題となる。近時、街頭募金詐欺の罪数関係について、最高裁は初めて判断を下した。

そこで、本稿では、街頭募金詐欺の罪数関係について、近時の最高裁平成二二年三月一七日第二小法廷決定（平成二一年(あ)第一七八号、職業安定法違反、詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件、刑集六四巻二号一一一頁、判例時報二〇八一号一五七頁、判例タイムズ一三二五号八六頁）を素材として、罪数論の本質の検討を交えて考察・検討する。

### 2. 問題の所在

街頭募金詐欺の罪数関係が問題となった事案は、以下のとおりである。

本件は、被告人が、難病の子供たちの支援活動を装って、街頭募金の名の下に通行人から金をだまし取ろうと企て、平成一六年一〇月二二日から同年一二月二二日ころまでの間、大阪市、堺市、京都市、神戸市、奈良市の各市内及びその周辺部各所の路上において、真実は、募金の名の下に集めた金について経費や人件費等を控除した残金の大半を自己の用途に費消する意思であるのに、これを隠して、虚偽広告等の手段によりアルバイトとし

て雇用した事情を知らない募金活動員らを上記各場所に配置した上、おおむね午前一〇時ころから午後九時ころまでの間、募金活動員らに、「幼い命を救おう!」「日本全国で約二〇万人の子供達が難病と戦っています」「特定非営利団体NPO緊急支援グループ」などと大書した立看板を立てさせた上、黄緑の蛍光色ジャンパーを着用させるとともに一箱ずつ募金箱を持たせ、「難病の子供たちを救うために募金に協力をお願いします。」などと連呼させるなどして、不特定多数の通行人に対し、NPOによる難病の子供たちへの支援を装った募金活動をさせ、寄付金が被告人らの個人的用途に費消されることなく難病の子供たちへの支援金に充てられるものと誤信した多数の通行人に、それぞれ一円から一万円までの現金を寄付させて、多数の通行人から総額約二四八〇万円の現金をだまし取ったという街頭募金詐欺の事案である。

第一審判決（大阪地裁）は、「同一の募金趣旨の下で行われた一連の街頭募金詐欺については総体として法益侵害を考えるほうが、はるかに自然な解釈である」とし、また行為の個数、犯意の同一性についても、同様に解して、本件の街頭募金詐欺について募金総額を被害とする詐欺の包括一罪が成立するとして、被告人を懲役五年及び罰金二〇〇万円に処した。

被告人は、街頭募金詐欺に関しては、募金者ごとに犯罪が成立し、これらを併合罪とすべきであると主張し、控訴した。

控訴審判決（大阪高裁平成二一年一月二七日判決）は、被害金額の総額を改めた点を除いて、一審判決を是認し、控訴を棄却した。

弁護人は、本件街頭募金詐欺を包括一罪とした点について判例違反、訴因の不特定を主張して上告した。

最高裁平成二二年三月一七日第二小法廷決定（刑集六

\*愛知産業大学短期大学通信教育部国際コミュニケーション Professor, Department of International Communications, School of Distance Learning, Aichi University  
ン学科 教授・法学修士 Sangyo Junior College, Master of Laws

四卷二号一一一頁、判例時報二〇八一号一五七頁、判例タイムズ一三二五号八六頁）は、弁護人の上告趣意は、法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらないとし、詐欺の罪数関係及びその罪となるべき事実の特定方法について、職権で以下のように判断して、上告を棄却した。

「……そこで検討すると、本件においては、個々の被害者、被害額は特定できないものの、現に募金に応じた者が多数存在し、それらの者との関係で詐欺罪が成立していることは明らかである。弁護人は、募金に応じた者の動機は様々であり、錯誤に陥っていない者もいる旨主張するが、正当な募金活動であることを前提として実際にこれに応じるきっかけとなった事情をいうにすぎず、被告人の真意を知っていれば募金に応じることはなかったものと推認されるのであり、募金に応じた者が被告人の欺もう行為により錯誤に陥って寄付をしたことには変わりはないというべきである。

この犯行は、偽装の募金活動を主宰する被告人が、約二か月間にわたり、アルバイトとして雇用した事情を知らない多数の募金活動員を関西一円の通行人の多い場所に配置し、募金の趣旨を立看板で掲示させるとともに、募金箱を持たせて寄付を勧誘する発言を連呼させ、これに応じた通行人から現金をだまし取ったというものであって、個々の被害者ごとに区別して個別に欺もう行為を行うものではなく、不特定多数の通行人一般に対し、一括して、適宜の日、場所において、連日のように、同一内容の定型的な働き掛けを行って寄付を募るといった態様のものであり、かつ、被告人の一個の意思、企図に基づき継続して行われた活動であったと認められる。加えて、このような街頭募金においては、これに応じる被害者は、比較的少額の現金を募金箱に投入すると、そのまま名前も告げずに立ち去ってしまうのが通例であり、募金箱に投入された現金は直ちに他の被害者が投入したものと混和して特定性を失うものであって、個々に区別して受領するものではない。以上のような本件街頭募金詐欺の特徴にかんがみると、これを一体のものと評価して包括一罪と解した原判断は是認できる。そして、その罪となるべき事実は、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはないというべきである。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官須藤正彦、同千葉勝美の各補足意見がある。

裁判官須藤正彦の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成するものであるが、さらに、被害者の錯誤の介在や被害金額という視点から、以下の点を付言しておきたい。詐欺罪は、欺もう行為による被害

者の錯誤（瑕疵ある意思）に基づき、財物の交付又は財産上の利益の移転がなされることによって成立する犯罪である。そうすると、詐欺罪において、複数の被害者がある場合には、各別の瑕疵ある意思が介在するから、一般的にはこれを包括評価するのは困難であり、個々の特定した被害者ごとに錯誤に基づき財物の交付又は財産上の利益の移転がなされたことが証明されなければならないが、個々の特定した被害者ごとに被告人に反証の機会が与えられなければならないのであるが、犯意・欺もう行為の単一性、継続性、組織的統合性、時や場所の接着性、被害者の集団性、没個性性、匿名性などの著しい特徴が認められる本件街頭募金詐欺においては、包括評価が可能であり、かつ、相当であると考えられる。しかし、被告人が領得した金員の額が詐欺による被害金額であるというためには、その金員は欺もう行為による被害者の錯誤に基づき交付されたものでなければならず、本件の場合も、原判決が認定した約二四八〇万円が被害金額であるというためには、その全額が、寄付者が被告人の欺もう行為によって錯誤に陥り、そのことによって交付した金員でなければならない。そうすると、不特定多数であるにせよ、個々の寄付者それぞれに錯誤による金員の交付の事実が合理的な疑いを差し挟まない程度に証明された場合にのみ、その交付された金員の額が被害金額として認定されるというべきである。本件のように包括一罪と認められる場合であっても、被害金額については可能な限り特定した被害者ごとに、錯誤によって交付された金員の額が具体的に証明されるべきであって、それによって他の被害者の寄付も錯誤によってなされたとの事実上の推定を行う合理性が確保されるというべきである。したがって、例えば、一定程度の被害者を特定して捜査することがさして困難を伴うことなく可能であるのに、全く供述を得ていないか、又はそれが不自然に少ないという場合は、被告人が領得した金員が錯誤によって交付されたものであるとの事実の証明が不十分であるとして、被害金額として認定され得ないこともあり得ると思われる。

裁判官千葉勝美の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成するものであるが、本件犯罪行為を一体のものと評価し包括一罪として扱うことについて、次の点を補足しておきたい。一般に、包括一罪として扱うためには、犯意が単一で継続していること、被害法益が一個ないし同一であること、犯行態様が類似していること、犯行日時・場所が近接していること等が必要であるとされることが多い（犯意の単一性及び被害法益の同一性を挙げるものとして、最高裁昭和二九年（あ）第一八〇号同三一年八月三日第二小法廷判決・刑集一〇卷八号一二〇二頁）。このような見解が示されるのは、特定の構成要件に該当する複数の行為を全体として一つの

犯罪として評価するのに相応しいものであるかどうかという観点からみると、上記の犯意の単一性・継続性等々が認められれば、通常はそのような評価が可能になるからである。私も、この見解は基本的には堅持されるべきものと考えている。そして、これを基に、多数人に対し欺もう行為を行ったという詐欺罪について考えると、通常の犯行態様を念頭に置く限り、複数の被害者ごとに法益侵害があり、被害法益が一個とはいえないので、これを包括一罪として扱うことはできないということになる。

しかし、上記の被害法益が一個であること等は、包括一罪として扱うための「要件」とまで考えるべきではなく、あくまでも、包括一罪としてとらえることができるか否かを判断するための重要な考慮要素と考えるべきであり、これらのどれか一つでも欠ける場合は、それだけで包括一罪としての評価が不可能であるとまで言い切る必要はない。本件のように、通常の詐欺罪とは異なる犯行態様で欺もう行為がされた場合は、原点に立ち返って、全体として一つの犯罪と評価して良いかどうかを、具体的にみていく必要がある。

本件においては、犯意は一個であり、欺もう行為も全体として一連の行為と見ることができよう。問題は、被害法益をどうとらえるかである。詐欺罪の保護法益は、個人の財産権であって、それは被害者ごとに存在するものであり、本件においてもその点は変わらない。集団的・包括的な財産権のような法益概念を想定し、その法益侵害があったというとはえ方は、そのような特殊な被害法益を新たに創設するものであり、これは、立法論としてはあり得ないが（もっとも、そのような法益概念は、その内容・外延が不明確であり、立法論としても慎重な検討が求められるところである。）、現行刑法の詐欺罪における被害法益概念とは異なるものといわなければならない。法廷意見は、被害法益は被害者個人ごとに存在することを前提としているものであり、その点では、現行刑法の詐欺罪の従来の概念を一部変更するようなものではない。

ところで、これを前提に考えた場合、本件街頭募金詐欺の犯行態様、特に、その被害者の被害法益に着目してみると、被害者は、自分が寄付した金額について、明確な認識を有しなかったり（例えば、ポケットに在った小銭をそのまま金額を確認せず募金箱に投入したケースなどが考えられる。）、あるいは、認識を有していても、街頭で通りすがりの際の行為であるから、寄付の金額自体に重きを置いておらず、その金額を早期に忘却してしまうこと等があることが容易に推察される場所である。そして、募金箱に投入された寄付金は、瞬時に他と混和し、特定できなくなるのである。このように、本件においては、被害者及び被害法益は特定性が希薄であるとい

う特殊性を有しているものであって、これらを無理に特定して別々なものとして扱うべきではない。

欺もう行為が不特定多数の者に対して行われる詐欺は、本件のような街頭募金詐欺以外にも存在するところであり、虚偽の情報を広く流して不特定多数から多額の出資を募り、一定の金員を詐取するなどがその例である。しかしながら、このような犯罪は、欺もう行為が不特定多数に対してされたとしても、被害者は、通常は、その出資金額（多くの場合、多額に及ぶものであろう。）を認識しており、その点で、被害者を一人一人特定してとらえ、一つ一つの犯罪の成立を認めて全体を併合罪として処理することが可能であるし、そうすべきものである。

他方、本件は、前述したように、被害者ないし被害法益の特殊性があり、それを被害者単位に犯罪が成立していると評価して併合罪として処理するのは適当でないと思われる。そして、実際上も、被害者及び被害金額を特定することは、多くの場合不可能であり、例外的に特定できたケースに限ってしか犯罪の成立を認めないという考え方は、街頭募金詐欺の上記の特殊性を無視するものであり、採り得ないところである。」

以上のように、本決定は、第一に、街頭募金詐欺について包括一罪と解することができるとし、第二に、包括一罪を構成する街頭募金詐欺について、その罪となるべき事実の特定に欠けることはないとした。

ここで問題となるのは、本件街頭募金詐欺について、①不特定多数の通行人一般に対し一括して同一内容の定型な働き掛けを行って寄付を募るといった態様のものであること、②一個の意思、企図に基づき継続して行われた活動であること、③被害者が投入する寄付金を個々に区別して受領するものではないことなどの特徴にかんがみると、これを一体のものと評価して包括一罪と解することができる、とした点である。

すなわち、本件のような街頭募金詐欺については、詐欺罪が個人的法益に対する犯罪であり、街頭募金一件ごとに被害者を異にするため、本来なら、併合罪とすべきであると考えられる。そこで、次章では、街頭募金詐欺の罪数について考察・検討する。

### 3. 街頭募金詐欺の罪数

昭和二二年法律第一二四号による改正前の刑法五五条は、「連続シタル数個ノ行為ニシテ同一ノ罪名ニ触ルルトキハ一罪トシテ之ヲ処断ス」と規定していた。これは、連続犯と呼ばれたものである。本件のような街頭募金詐欺は、正にこの連続犯に該当するものである。

第二次世界大戦前には、判例は、この連続犯の「連続シタル」の要件や「同一ノ罪名」の要件を緩和して、その適用範囲が拡張される実務がなされていた。しかし、戦後の日本国憲法の制定・施行と刑事訴訟法の応急措置

法の施行により、連続犯の規定は削除された。すなわち、被疑者の勾留が短期間に制限されるなど、刑事司法手続に対する制約が厳しくなり、また、憲法三九条により不利益再審が廃止された。このことにより、従来、連続犯の範囲にありながら起訴されなかった犯罪にも一事不再理効が及ぶこととなり、多くの犯罪が処罰を免れるという不都合が憂慮されたために、連続犯の規定が削除されたのである<sup>1)</sup>。

本件のような連続して行われる数個の行為による法益侵害に対しては、包括一罪のうちいわゆる「接続犯」の成否が問題となる。

学説上、接続犯とは、接続して行われた数個の行為により、同一の被害者に対し、数個の同じ法益侵害を惹起した場合にも、全体が包括一罪となるもので、接続して行われた同種の行為であっても、具体的な被害者・被害法益が異なる場合には、包括一罪とはならないものである、とされる<sup>2)</sup>。また、接続犯とは、同一法益に対する連続した侵害であり、意思(犯意)及び結果(法益侵害)の単一性と行為相互間の密接な関連性が認められるから、数個の行為が本来の一罪として包括的に評価される場合である、ともされる<sup>3)</sup>。

判例では、最高裁昭和二四年七月二三日判決・刑集三卷八号一三七三頁は、約二時間の間に三回にわたって同じ倉庫から米三俵ずつ合計九俵を窃取したという事案に対して、原審は併合罪としたが、最高裁は「……これを一罪と認定するのが相当であつて独立した三個の犯罪として認定すべきではない」として包括一罪とした。

また、最高裁昭和二九年七月二日判決・刑集八卷七号九九一頁は、貨物所有者の一回の依頼により、順次二回に分けて運搬し、かつ別個の倉庫に寄蔵したという事案に対して、「……密輸入貨物の運搬及び寄蔵行為は包括して単純一罪を構成する」として、包括一罪を認めた。

さらに、最高裁昭和三一年八月三日判決・刑集一〇卷八号一二〇二頁は、医師が同一の麻薬中毒者に対して、約三か月半にわたって五四回の麻薬施用行為を、その後約三年後、約二か月にわたって三五回の麻薬施用行為をしたという事案に対して、「……各所為は、それぞれ包括一罪であると解するのが相当であり、独立した各個の犯罪として認定すべきではない」とした。

以上のように、判例は、同一の犯意に基づき繰り返し行われた行為について、被害法益が単一であることを要件として包括一罪を認めてきた。本件街頭募金詐欺のような連続して行われる数個の行為による不特定・多数の法益侵害については、「被害法益の単一性」が認められず、包括一罪ではなく併合罪が問題とされなければならない。しかし、本決定は、包括一罪の成立を認めた。次章において、その問題点を考察・検討する。

#### 4. 問題点の検討

本件街頭募金詐欺のような連続して行われる数個の行為による不特定・多数の法益侵害については、「被害法益の単一性」は認められない。しかし、本決定は、街頭募金詐欺について、①不特定多数の通行一般に対し一括して同一内容の定型的な働き掛けを行って寄付を募るといった態様のものであること、②一個の意思、企図に基づき継続して行われた活動であること、③被害者が投入する寄付金を個々に区別して受領するものではないことなどの特徴にかんがみると、これを一体のものとして評価して包括一罪と解することができるとする。

これは、「……被害法益が一個であること等は、包括一罪として扱うための「要件」とまで考えるべきではなく、あくまでも、包括一罪としてとらえることができるか否かを判断するための重要な考慮要素と考えるべきであり、これらのどれか一つでも欠ける場合は、それだけで包括一罪としての評価が不可能であるとまで言い切る必要はない。」<sup>4)</sup>と考えられるからであり、また、「本件においては、被害者及び被害法益は特定性が希薄であるという特殊性を有しているものであって、これらを無理に特定して別々なものとして扱うべきではない。」<sup>5)</sup>と考えられるからである。

被害者及び被害法益の特定性(個性)が希薄であることを根拠として、「被害法益の単一性」の重要度が相対的に低下するという考えを支持する学説もある<sup>6) 7)</sup>。しかし、被害法益の特定性が希薄であることが、なぜ、「被害法益の単一性」の重要度を相対的に低下させるのか、その理論的根拠は必ずしも明白ではない。その意味で、「解釈の名を借りた立法」であるという批判がある<sup>8)</sup>。むしろ、被害者の没個性、匿名性に着目して詐欺罪の客体を新しい視点で捉えようとする考えが必要である、という指摘がある<sup>9) 10)</sup>。

本件は、大阪府警が全国で初めて立件し、詐欺罪として起訴された事案である。被害者を異にする詐欺罪は、いかに連続的に行われたものであったとしても、併合罪として処断すべきであるとする認識があった。そのため、従来、街頭募金詐欺については、被害者が不特定多数にのぼり、被害額を個別的に特定することが困難であるため、明らかに詐欺行為が認定できる場合であっても、詐欺罪としての立件を見送ってきた経緯がある、とされる<sup>11)</sup>。

弁護人の上告趣意が、被告人にとって不利益な併合罪の処理を主張するのも、訴因が特定されていなかったことの問題性を争う意図に基づいたものであるといえる<sup>12)</sup>。

その意味で、包括一罪としての処断を認める本決定の結論は、本件における立証の困難さを回避するための方便として包括一罪が利用されているとの批判がある<sup>13)</sup>。当然のことながら、どのような犯罪がいくつ成立するか

は、実体法の解釈の問題であり、捜査の困難・不可能を解釈の根拠とするのは、正当とはいえないだろう<sup>14)</sup>。

## 5. むすびにかえて

本決定の意義として、「街頭募金形態の詐欺の事案を包括一罪とする本決定は、かつての連続犯に類似した形態の包括一罪（以下、「連続的包括一罪」という。）を認めるもので、包括一罪とすべき事案に新たな類型を付け加えるものであり、先例としての意義が認められる。……訴因についても、包括一罪一般の事実認定にあたって要求されるのと同程度の特定があれば足りることになる。この点との関連では、本決定は、従来の判例を確認したものである。」という指摘がある<sup>15)</sup>。ただ、本件のような街頭募金詐欺事犯以外に、包括的に一罪と評価すべき匿名性を保ったままの詐欺事犯を具体的に想定することは難しく、その意味で、本決定の射程範囲は狭いといえる<sup>16)</sup>。

## 参考文献

- 1) 青木陽介「包括一罪に関する議論の新動向(1)・(2・完)」上智法學論集五四巻二号(二〇一〇年)一一六～一三八頁、上智法學論集五四巻三・四号(二〇一一年)九七～一一一頁。
- 2) 古江頼隆「街頭募金詐欺と包括一罪 包括一罪たる街頭募金詐欺における罪となるべき事実の特定」刑事法ジャーナル二五号(二〇一〇年)八〇～八七頁。
- 3) 松宮孝明「詐欺罪の罪数について——最決平成二二年三月一七日を素材として——」立命館法学二〇一〇年一号(三二九号)(二〇一〇年)一～二六頁。
- 4) 丸山雅夫「一 街頭募金詐欺について包括一罪と解することができる」とされた事例 二 包括一罪を構成する街頭募金詐欺について、その罪となるべき事実の特定に欠けるところはないとされた事例」判例評論六四三八号(二〇一二年)二八～三二頁。
- 5) 渡辺映子「街頭募金詐欺について包括一罪とされた事例」『平成二二年度重要判例解説』(有斐閣・二〇一一年)二〇六・二〇七頁。

## 注

- 1) 丸山雅夫「一 街頭募金詐欺について包括一罪と解することができる」とされた事例 二 包括一罪を構成する街頭募金詐欺について、その罪となるべき事実の特定に欠けるところはないとされた事例」判例評論六四三八号(二〇一二年)二九頁参照。
- 2) 山口厚『刑法総論[第二版]』(有斐閣・二〇〇七年)三七七頁参照。
- 3) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法[第二版]第四巻』(青林書院・一九九九年)三六九頁[中谷雄二郎]参照。
- 4) これは、千葉勝美裁判官の補足意見である。
- 5) 千葉勝美裁判官の補足意見。
- 6) 丸山・前掲論文注1)三一頁参照。
- 7) 古江頼隆「街頭募金詐欺と包括一罪 包括一罪たる街頭募金詐欺における罪となるべき事実の特定」刑事法ジャーナル二五号(二〇一〇年)八七頁参照。
- 8) 松宮孝明「詐欺罪の罪数について——最決平成二二年三月一七日を素材として——」立命館法学二〇一〇年一号(三二九号)(二〇一〇年)二五頁参照。
- 9) そして、「近代法は個人を確立し、尊重するところから出発したが、現代に至り、様々な経済活動、社会的活動には、個性を否定し、匿名であるところに意義を有するものが少なくない。匿名性が保たれるからこそ成り立ち得る取引・活動があるのであれば、匿名性を保ったままの詐欺が認められなければならない」、「匿名の者についてはこれを個別に評価するのではなく、包括して評価するのが匿名者の意思にも合致し、社

会通念上も妥当だといえるのではないだろうか。そうすると本決定の結論は妥当である。」(渡辺映子「街頭募金詐欺について包括一罪とされた事例」『平成二二年度重要判例解説』(有斐閣・二〇一一年)二〇七頁)とされる。

10) この点に関して、「集团的・包括的な財産権のような法益概念を想定し、その法益侵害があったというらえ方は、そのような特殊な被害法益を新たに創設するものであり、これは、立法論としてはあり得ないが」という千葉勝美裁判官の補足意見がある。

11) 丸山・前掲論文注1)二八・二九頁参照。

12) 「本件のように包括一罪と認められる場合であっても、被害金額については可能な限り特定した被害者ごとに、錯誤によって交付された金員の額が具体的に証明されるべきであって、それによって他の被害者の寄付も錯誤によってなされたとの事実上の推定を行う合理性が確保されるというべきである。」という須藤正彦裁判官の補足意見は、当然のことである。

13) 松宮・前掲論文注8)二五頁参照。さらに、「本件のような個別の被害の捜査と立証が煩雑な街頭募金詐欺を対象とする捜査と立証の便宜のための処理でしかないことは明らかである」、「罪数判断が捜査の便宜によって左右される本末転倒した事態が生じかねない」(松宮・前掲論文注8)二六頁)とされる。

14) 渡辺・前掲論文注9)二〇七頁参照。

15) 丸山・前掲論文注1)二九頁。

16) 渡辺・前掲論文注9)二〇七頁参照。



## 教育活動

デザイン学科

愛知産業大学造形学部デザイン学科卒業研究・制作展 学内展  
GAKUTEN (デザイン学科学年末作品展)  
2013年2月14日(木)～17日(日)  
会場:愛知産業大学2号館, スチューデントスクエア, 言語・情報共  
育センター

愛知産業大学造形学部卒業研究・制作展 学外展  
2013年3月5日(火)～3月10日(日)  
会場:愛知県美術館ギャラリー8階J1・2室

デザインベーシックおよびデザインプロジェクト授業作品展  
2013年5月1日(水)～7月31日(水)  
会場:愛知産業大学 スチューデントスクエア 2F ギャラリー

あいちトリエンナーレ2013 オフィシャルショップ三越 学生アート  
マーケット  
(学生出展)  
2013年8月28日(水)～9月2日(月)  
会場:名古屋三越米店7階

22th SAVE ME POSTER EXHIBITION (Save Me ポスター実行委員会・  
国際デザインセンター主催) (学生出展)  
2013年10月2日(水)～7日(日)  
会場:国際デザインセンター・デザインギャラリー

教員展13 (主催)  
2013年10月8日(金)～26日(火)  
会場:愛知産業大学 スチューデントスクエア 2F ギャラリー

建築学科

第17回 連続建築講演会「建築を外の密度に近づけるーその空間と  
構造」(主催)  
講師 栗原健太郎 氏 (studio velocity)  
岩月 美穂 氏 (studio velocity)  
藤尾 篤 氏 (藤尾建築構造設計事務所)  
2013年2月1日(金)  
会場:愛知産業大学3号館1階3101教室

第18回 愛知産業大学造形学部建築学科卒業研究展  
2013年3月21日(木)～3月29日(金)  
会場:愛知産業大学 4号館2階展示スペース

第12回 (2013年度) 愛知産業大学 建築コンペティション (主催)  
テーマA「建築と色彩」 テーマB「建築家作品の鉛筆描きによるト  
レース」  
2013年10月20日(日) (二次審査会および表彰式)  
会場:愛知産業大学3号館1階3101講義室

第54回全国大学・高専卒業設計展示会 (日本建築学会・各支部共通  
事業 主催) (学生出展)  
2013年5月15日～2014年2月23日  
会場:全国36カ所巡回

通信教育部デザイン学科

愛知産業大学通信教育部卒業制作展  
2013年3月5日(火)～3月10日(日)  
会場:愛知県美術館ギャラリー8階J1・2室

韓国現代染色作家協会 愛知産業大学招待展  
2013年4月12日(金)～4月18日(木)  
会場:愛知産業大学スチューデントスクエア

日韓学生交流作品展 Action J (韓国会場)  
2013年10月15日(火)～10月18日(金)  
会場:新丘大学 SHINGU EXPO 2012 展示ブース

日韓学生交流作品展 Action J (日本会場)  
2013年12月12日(木)～2014年3月31日(日)  
会場:愛知産業大学11号館1Fロビー

通信教育部建築学科

愛知産業大学通信教育部造形学部建築学科 建築卒業研究展 [名古屋  
会場]  
2013年2月19日(火)～3月3日(日)  
会場:名古屋都市センター11階企画展示コーナー  
愛知産業大学通信教育部造形学部建築学科 卒業研究公開講評会  
2013年3月2日(土) 13:00～16:00  
会場:名古屋都市センター11階 大研修室 (ホール)

愛知産業大学通信教育部造形学部建築学科 建築卒業研究展 [東京会  
場]  
2013年3月30日(土)～4月1日(月)  
会場:建築会館ギャラリー (日本建築学会)

第36回学生設計優秀作品展 —建築・都市・環境— (学生設計優秀  
作品展組織委員会・レモン画翠 主催)  
(学生出展)  
2013年5月6日(月)～5月9日(木)  
会場:明治大学駿河台校舎 アカデミーコモン 2F

第54回全国大学・高専卒業設計展示会 (日本建築学会・各支部共通  
事業 主催)  
(学生出展)  
2013年5月15日～2014年2月23日  
会場:全国36カ所巡回

建築系愛知9大学共同企画展 (名古屋都市センター 主催)  
(学生出展)  
2013年12月17日(火)～2014年1月19日(日)  
会場:名古屋都市センター11階企画展示コーナー

杉山奈生子（研究代表者）

平成 23－25 年度日本学術振興会科学研究費助成金基盤研究（C）

「アントワヌ・ヴァトーの生きているかのような彫刻表現の生成と意義について」

104 万円（平成 25 年度分）

石川清（研究代表者）

平成 24－26 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）

「イタリアにおけるゴシック建築文化受容の複層性に関する研究」

169 万円（平成 25 年度分）

宇野勇治（研究代表者）

平成 25 年度 岡崎大学懇話会 産学共同研究助成

「乙川リバーフロント周辺の回遊性・にぎわいの創出へ向けた提言」

15 万円（平成 25 年度分）

後藤浩史（共同研究者）

平成 25 年度日本バレーボール学会調査研究費

「バレーボールの試合時の移動距離に関する研究」

研究代表者：山田雄太（大同大学）

15 万円（平成 25 年度分）

松本篤（研究代表者），越前谷智（共同研究者），太田昌宏（共同研究者），家田諭（共同研究者）

平成 25 年度放送大学教育振興会研究助成金

「通信教育における、建築設計分野に特化した教育テキスト作成及び、学習の双方向性を踏まえた実証的調査研究」

104.5 万円（平成 25 年度分）

愛知産業大学造形学研究所（以下、「研究所」という）は、「造形学に関する理論並びに實際を研究し、併せて地域文化の進歩向上に貢献すること」（愛知産業大学造形学研究所規程—以下、「規程」という—第3条）を目的として、平成16年4月に愛知産業大学内に設置されました。「所員」は、愛知産業大学及び愛知産業大学短期大学の専任教員のほか、学部の非常勤講師など、目的に賛同しかつ研究所が認めた者で構成されます。このほかに、本学大学院を修了した者や所長が特に認めた者を「研究員」とすることができます。

また、研究所の事業は、規程第4条に次のように定められており、造形学部（通学課程）、通信教育部造形学部、及び大学院造形学研究科が一体となって、キャンパス内外で積極的に展開しています。

- (1) 造形学に関する研究ならびに調査
  - ア. 教員に対する研究助成
  - イ. 研究成果、調査資料の普及発表及び研究所報の刊行等
- (2) 研究会、報告会、講習会、講演会、公開講座等の開催
- (3) 研究資料の収集・整理及び保管
- (4) 国内、国外の研究機関との連絡並びに情報交換
- (5) その他必要な事項

造形学研究所報 第10号

2014年3月31日発行

発行 愛知産業大学造形学研究所  
所長 石川 清  
〒444-0005 愛知県岡崎市岡町原山12-5  
TEL 0564-48-4511 / FAX 0564-48-7756  
<http://www.asu.ac.jp>

編集 石川 清  
林 羊歯代  
高木 清江  
家田 諭  
木藤 新吾

造形学研究所報 — 二〇一四年十号

ISSN 2188-577X

AICHI SANGYO UNIVERSITY

愛知産業大学 造形学部